

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

阿部俊作君の質問を許します。ご登壇願います。

○5番（阿部俊作君） それでは、無党派日本共産党の阿部俊作といたします。議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

きのうは、職員の皆さん、大変式典ご苦労さまでございました。大変盛大に4年目を迎えました。

さて、それではこの町の人口問題ということで、一般質問の通告書に従ってお尋ねいたします。

まず、この人口問題は大変大きな課題であり、簡単に答えを出せる問題ではありませんが、日本各地で出産費用や若い世帯に住宅提供など、いろいろな取り組みがなされています。かつて、ローマ帝国でも人口減少が起これ、国家の存亡にかかわることから、国策として、役人などの昇級には子供の多い人を優先するなどして危機を乗り越えたという話を聞きました。ローマ帝国の国策の史実は調べていませんが、政策によって人口の増減をさせるということは可能であると思います。

私は、町外に転居する方たちから、本当は大槌に住みたいと言われました。いろいろな理由がありましたが、町の取り組み次第で、町民人口をふやし豊かな町をつくれるのではないかと確信を得ました。町の人口対策について、当局としてはどのように考えているかお尋ねします。

また、私は、住みよい町、楽しい町を基本に、当面の策として次のことを提案し、それに対する当局の考えもお尋ねします。

1つは、県立大槌病院の通院の利便を図ること、診療後の交通手段を小まめに考えてほしいと思います。

それから、2つ目に、若い世帯の家賃を軽減する。

それから、3つ目に、技術者を育成する。

4つ目に、町のかなめである役場は明るく楽しい職場でなくてはなりません。職員の健康と環境に留意して、復興事業が山積している中においても、職務が過重とならないように適切な配慮をお願いしたいと思います。

それから、次に、今年度末で特別雇用促進事業が打ち切られると聞きましたが、NPO法人など同事業を導入して活動している団体の今後についてお尋ねいたします。

それから、3つ目に、高校進学や高校卒業で他市町村に転居する方も少なくありませんが、多くの人材には地元で活躍してほしいものです。町としてどのように考えているかお尋ねします。

次に、教育環境についてお尋ねします。

日本の教職員の負担が大きく、県としても問題解決のため動きがあったように新聞に報じられましたが、小中一貫校が導入されて十数年がたとうとしています。いろいろな課題が指摘されていますが、被災地の新規小中一貫教育には教職員の増員も必要ではないかと考えますが、見解を伺います。また、沢山に建設される小中一貫校のプールの構造をお聞きいたします。

次に、国民健康保険税について、これは減額が可能ではないかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部俊作議員の1番目の人口問題についてお答えいたします。まず、私からは基本的な考え方についてご答弁させていただきます。

人口減少問題は、震災前から町にとっても重要な課題でありました。震災の影響により、さらに減少に拍車がかかっている状況に危機感を感じております。基本計画の最終的な目標に掲げ、今後復興とあわせて取り組むべき最重要課題として認識しております。

そこで、町として、昨年6月にいち早く人口問題対策本部を立ち上げまして、人口減少への歯どめをかけるべく、人口問題対策アクションプランの策定に取り組んでまいりました。アクションプランでは、定住人口に交流人口を加えたものを新たに活動人口と定義して、その活動人口を増加させることを基本方針として掲げたほか、重要施策といたしまして、1つ目、条件つき給付型奨学金などによる高卒世代の流出抑制、2つ目として、移住・定住希望者への情報発信や住居確保などによるUIJターンの促進、3つ目として、町出身者や町への関心層などへの情報発信やふるさと納税等に対する返礼制度の充実などによる拡大コミュニティーの形成、4点目が、出会いを生み出すイベント

の実施や、出産費用に対する助成の充実などによる結婚・出産・子育ての支援といった柱を掲げているところでございます。

今後は、アクションプランに掲げるこれらの重要施策を着実に展開し、定住人口の減少に歯どめをかけるとともに、交流人口の拡大を図りつつ、継続的に活力のある町を目指してまいりたいと考えております。

以下、担当部長からお答えさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 私からは、議員からご提案のありました、住みよい町とするための当面の4つの施策のうち、1から3番目につきましてお答え申し上げます。

まず、1番目の県立大槌病院の通院の便につきましては、現状でも病院利用者の利用時間帯などを考慮した町民バスの時刻設定を行っておりますが、利用性のさらなる向上につきましては、新しい県立大槌病院の開院に伴うダイヤ改正を行う中で、利用者のニーズも踏まえつつ検討を進めてまいります。

次に、2番目でございますが、若い世帯の家賃軽減につきましては、結婚した夫婦が町内にアパート等を借りて居住する場合の支援策につきまして、家賃補助も含めまして、今回策定した人口問題のアクションプランの中にも盛り込んでいるところでございます。

最後に、3番目の技術者の育成につきましては、人口問題対策アクションプランの中に、インターン受け入れ事業を盛り込んでおり、今年度実施いたしました漁業学校の継続に加えて、商工会や関係団体が主催する研修制度や林業における基礎・実務講習などの各種支援制度に関する情報提供も積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私からは、1、人口問題における住みよい町の職員に係ることについてお答えしたいと思います。

復興事業の本格化や行政課題の多様化に対応するため、全国から多くの応援職員を派遣いただいているところですが、プロパー職員を含めた職員の健康管理については、引き続き留意が必要と認識しております。

職員の健康管理につきましては、毎年1月に定期健康診断を実施しているところでありますが、これに加え、東日本大震災以降、業務の増大や生活環境の変化により、メンタル面での配慮も重要となっていることから、現在は岩手医科大学、岩手県こころのケ

アセンターの協力により、週3回の職員健康相談コーナーによる健康相談、メンタルヘルスチェックによる心の健康度の把握を行っており、本年2月3日から5日まで職員健康相談会を開催し、個別相談に応じております。

また、本年度より毎月第2・第4水曜日をノー残業デーとして職員の定時退庁を促し、職員の健康管理はもとより、家族との交流や職員同士の親睦の機会をふやし、健康面での配慮を図っているところであります。

また、役場内の活動においては、野球やフットサル、スキー等のスポーツ活動を通じ、プロパー職員と派遣職員の交流を図るなど、明るい職場づくりも図られているところであります。

なお、昨年発生した不祥事後、各部局において公金取扱事務の精査や公金の取り扱いマニュアルに基づく職員研修や定例点検に取り組んでおりますが、職員に対しては不祥事に決して萎縮することなく業務に当たるよう指導しているところであります。

今後とも、岩手医科大学やこころのケアセンターとの連携を図りながら、職員の健康管理に十分に留意し、働きやすい職場環境に努め、復興事業の加速化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 私からは、特別雇用促進事業についてご答弁申し上げます。

NPO法人など特別雇用促進事業を導入している団体の今後についてでございますが、大槌町では、東日本大震災等の影響による失業者に対しまして、短期の雇用就業機会の創出と地域のニーズに応じた人材を育成することを目的として、平成23年度から震災等緊急雇用対応事業を実施し、NPO法人を含めた延べ18団体18事業の業務委託によりまして、587人の雇用を創出してきたところでございます。

また、被災地域において、被災求職者や若者などの安定的な雇用機会を創出することを目的として、雇用面でのモデル性を有し将来的な事業の自立を期待する生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を平成24年度から実施し、延べ5団体5事業の業務委託により、161人の雇用を創出してきたところであります。

このうち震災等緊急雇用対応事業につきましては、平成27年度より震災等対応雇用支援事業と名称を改め、事業実施期間の延長が図られたところでありますが、国、県からは、実施期間が通算3年を超える事業については原則として平成26年度で終了するもの

とされ、継続する場合にあっては被災者を直接支援する事業に限定するとの方針を示されているところであります。

また、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業につきましては、当初より平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援という事業実施期間となっており、いずれも平成24年度より開始されている当町の事業は、平成26年度末をもって事業実施期間を満了する取り扱いとなっているところでございます。

町では、こうした制度の趣旨及び当町の実情を踏まえ、平成26年度の震災等緊急雇用対応事業6事業のうち3事業を継続し、2事業は目的達成による自立と評価し、1事業は引き続き別の枠組みにより雇用継続を支援してまいります。

なお、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の4事業につきましては、昨年より事業の自立と雇用維持に向けた協議を継続しており、いずれも一定の成果目標の達成とそれに基づく事業の自立について事業者と認識を共有しておりますことから、今後はそれぞれの事業における雇用の継続と事業のさらなる拡大、発展に向けた取り組みへの支援を進めてまいります。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 続きまして、高校の進学や卒業による町外転出についてお答え申し上げます。

町としても、これからの大槌を担う高校生など若者層の定住は必要不可欠との考えから、アクションプランの4つの重要目標の一つに、高卒世代の流失抑制を掲げ、町出身者の地元定着率の増加、ふるさとに愛着を持つ教育や就職機会の提供などに取り組む目標を定めたところでございます。

また、高校卒業後一旦外に出た若者が町に戻って活躍できるよう、町といたしましても、UIJターン情報の発信やワンストップサービス体制の整備など、UIJターンの促進をさらに図る支援も行っております。

今後は、若者の流出抑制という大きな目標に向けて、郷土愛を育む教育、大槌高校の存続、地元就職支援、おおつち型教育支援制度の構築など、さまざまな施策を進めるとともに、産業振興部門において既に取り組んでいる、地元就職に向けた大槌高校生インターンシップ事業とも連携しながら、高校生などの若者層の流出を抑制してまいります。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） 私からは、質問の教育環境ということでお答えいたします。

学校においては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第6条で、学校ごとに学校規模、児童生徒数により教職員の配置人数が定められております。

現在、この教職員定数以外に、岩手県教育委員会より加配教職員をいただいております。今年度は町内小中学校において、これは被災した大小、大中の職員数ですが、加配を18名いただきまして、定数31名に対して49名の配置となっております。小中一貫教育がスタートする平成27年度以降についても、継続して加配教職員の配置を要望していく所存でございます。

小中一貫教育校のプールに関しましては、議会全員協議会等でも説明してございますが、7コースのFRP構造となっております。更衣室、トイレや機械室を設置したプール棟は木造としておりまして、現在その設計に基づき整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私からは、国民健康保険税の減額が可能ではないかのご質問に、現時点での国民健康保険を取り巻く概況を説明し、減額の可能性について答弁いたします。

当町におきましては、東日本大震災津波の影響による被保険者数の減少が顕著であり、平成22年度末で4,917人であったものが27年1月末で3,648人と1,269人の減となっております。一方、1人当たりの療養諸費は、22年度末で32万9,600円であったものが27年1月末で42万3,665円と9万4,065円の増となっております。

なお、自己負担免除の影響もあると思われませんが、25年度実績額においては41万2,970円となり、県内トップであります。

国の動きとしましては、応能分として中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引き上げ及び応益分として景気動向等を踏まえた軽減判定所得の見直し、27年度の地方税法等における国民健康保険関連の改正予定となっております。

また、30年度から保険者を都道府県化とするなどの法案が今国会に提案される予定となっておりますが、国民健康保険税率の具体的な運用方法等が見えていない部分もあることから、今後の動向に注視しなければならない状況にあります。

言うまでもなく、国民健康保険税の安定的かつ持続可能な財政運営が、国民皆保険の

セーフティネットとしての保険者の至上命題であると考えます。

当町の現状並びに国民健康保険制度の大きな変革を控える現時点において、国民健康保険税の減額の措置を講ずることには慎重にならざるを得ないと考えております。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それでは、今ちょっと国民健康保険のほうからお尋ねします。

当町の国民健康保険加入者が減ったことはよくわかりました。ただ被災して、そして収入が絶たれた中で通常の保険料納付というのは大変だという声を聞いておりました。それで、調整額、これは国の基準よりは結構あるようなんですが、何%になっていますか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

パーセンテージはちょっと手持ち資料がございませんのであれですが、金額の部分で申し上げます。国保の財政調整基金ですけれども、本年1月31日現在で2億133万1,402円の金額となっております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ありがとうございます。この金額でいきますと、11.何%、国の基準とすれば5%以上ということで、ちょっと崩せば幾らか負担を軽減できるような状況にあると思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

先ほども部長の答弁の中にございましたとおり、国民健康保険が大きな変革の時期を迎えているということで、平成30年度から保険者が都道府県化になります。概要につきまして、資料を見るところによりますと、都道府県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するという趣旨、また市町村の役割としましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域における細かい事業を引き続き行うという役割分担が明記されてございました。

その中で、税の部分で気になる点とございますか、これから注視しなければならない部分ですけれども、市町村ごとの標準保険料率、税率等の設定を県が行うということ、それを踏まえて保険税率の決定賦課徴収を市町村が担うというようなこと等々ございます。

これはあくまでも収入の部分しか私は申し上げておりませんが、給付関係もあわせて当然補助金等が受けられる。ただ、こちらの市町村といたしましても、負担金として当然県に負担金を納めるというような状況が当然発生してくるもの等々が考えられます。という中で、この30年度を控えた現時点で今財調の金額が2億円あると申しましても、この部分で30年度の先ほど申しましたとおり保険税等の動きがどうなるかによってはこの基金等々を崩しての対応等々も考えられることから、なかなか現時点で減額ということには慎重にならざるを得ないのかなと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まず、もしこの財政調整保有率というか、調整基金の保有率、これは国では5%、これはどの程度になるかをもうちょっと話し合っただけで検討してほしいと思います。

それで、これを出したのは、当町におきましては、第1次産業、自営業を含めて、国保の人たちの職業といえればそういう状態、ですから無職の方が34%ぐらい、これは当町ではなく県ですけれども、そういう状況にあるようです。それで、そのほとんどが200万円以下の収入なんですよ。それで、そういう中に通常の状態で行くのもこれも大変だなどと思って、それで滞納者も何かふえているようなんですけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

町民所得、所得階層がいろいろございますが、国民健康保険税に関しましては、当然その所得等々に応じまして、減額という制度もございます。7割、5割、2割ということで設定してございます。ご存じのとおり、国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割等々で構成されてございますが、そのうち応益分に相当する均等割、平等割につきましては、先ほど申しました7割、5割、2割の減額もされていると。その総所得金額及び山林所得等に応じた内容によって減額もされているということ、あと所得割、資産割につきましては、応能分という形の部分で対応しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ある漁業の方が滞納して困ったという相談をちょこっと受けたり聞いたりしましたけれども、実は震災前に、もうことしで4年なんですけれども、その前の分が滞納している。震災に入ってもう漁ができない。ずっと滞納が続いてきて、も

う大変な金額になりそうだということで相談があったようなんですけれども、これ、話を聞きましたら、やっぱり税の申告の問題がちょっとあったようなんですよね、計算の仕方が。その滞納をなくすために、申告の仕方、その辺を詳しく指導したらどうかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

基本的に、ご相談というか申告の際にもご不明な点等々ございました場合、当然申告会場、申告の場でその辺対応していると認識しておりますし、そのように指導もしてございます。

もし、その後過去においてもちょっと気になる点等々ございました場合、いつでもご相談いただければそれに対応するという事で職員等も臨んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 震災前は納税組合とか、あと集めて歩く方もいたようなんですが、現在は何名、どのような形になっていますか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 現在は、納税組合自体は解散、24年の段階で連合会も解散している状況でございまして、現在は納税組合というものは解散しているという状況でございまして。ただ、何団体かはまだ解散というか、ができていないということで、ご相談等を受ければこちらのでもそれに臨機応変に対応している状況でございまして。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まずはこの滞納で、それで延滞金が増加になって、もうにっちもさっちもいなくなってからこっちに相談が来るものですから大変だと思いますけれども、まず納税組合のような形の中で税の申告の仕方をきちんと教育して、そして目に見えた相談ができるようにしたらいいのではないかなと思います。

聞くとところによると回収機構というのがありまして、そっちのほうからの職員も来ていると聞きますので、無理やり取るような形になっては困るなと思ってこの質問をいたしました。

それでは、次に、人口問題についてのお尋ねをします。

さきの全員協議会でお話ししましたとおり、若い人たちが町に定着するという事に

関して、結婚して新たに住居を構える、結婚するためにはまだ生活にかかるお金も大変なわけなんですけれども、家賃が2人の収入を合わせた金額で請求されてもう大変だという、そういう状況がありましたけれども、全員協議会のとときにちょっと言いましたが、その辺、今後どうなりますか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） アクションプランの中にも一部記載がございますが、そういう住居の確保に対する支援というのはやはり必要だろうと認識しておりまして、制度の具体化は今後になります。何らかのそういった家賃補助のような支援策についても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 若い人たちが、やっぱりもともと給料そのものも安いわけです。そして、その2人が一緒になって結婚生活をする。そうすると、やっぱり今までの1人と違って、また生活のために家財道具から何かいろいろかかるわけですね、結婚しがけは。それから、子供が生まれれば、それに対してのいろんな備えとかさまざまある中で、やっぱり結婚当初の出費というのはこれは大変だなと。そういう状況の中でやっぱり人口問題も考えていかなければならないのではないかとということで、こういう質問をいたしました。

それで、仕事のこともそうなんですけれども、全部人口を取り上げれば全てに通じますので、あちこち行きますけれども、まず県立病院、やっぱり町民の命を預かる一番大事なところと私は思っております。それで、まちづくりの中でこの病院の利用、つまり道路からそういう面を計画の中に入れて考えたらどうかなと思ってこういう質問をしておりますけれども、病院の通院はその患者だけでなく、病院とも話をしながらきちんとした対応ができる。病院がちょっと離れた場所になったので、待ち合いとか診療が早く終わってしまうと、うちに帰るまでの時間の持て余しとか、そういう面もいろいろありますので、その点、商店街なりに移動できる手段をまちづくりの中で考えたらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） ご指摘のとおり、まちづくりと一体の部分でその足の確保というのが重要な課題だと思っております。我々も町民バスの時刻の設定を考える場合にも十分その関係事業者の方々と意見交換をしながら進めたいと考えております。

現在も、今年度もいろんな調査の中でいろんな福祉施設でありますとか、病院関係者、あと商工業者の方々とも意見交換をしながら、こういった課題があるのかといったことを今調べているところでございますので、そういったそこで明らかになった課題も含めて、また新しいまちづくりも見据えながら、こういった公共交通のあり方がいいのかといったことを引き続き住民の皆さんとも議論してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 一番離れた場所において、離れてもうんと遠くであれば、またバスなりタクシーなり大型の交通がいいんですけれども、中途半端にバスの時間帯が都会のように何ぼもあるわけではないので、2時間、3時間待つとか、そういう状況になって、それからタクシーを使うにはちょっと近過ぎる、歩いては遠い、そういう中途半端な位置かなと思って、それでやっぱりその辺の交通をしっかりと考えていったらばと思っています。これは病院に限らず、やっぱり駅をどう使うか、駅でおいて、町のいろんな主要な部分にどのように行くかということも考えていかなければならない課題ではないかなと思います。

それで、次、技術者の育成ということで、これは今、津波によって船が流されて、船の補充というか、そういう補助はあったんですけれども、船は、やっぱりその地方、地域によって船の構造というか、それから魚を入れる魚槽のつくりとか口とかが若干違いはあるんですよ。それに合わせた技術者がいないということで、何とかしてほしいという声も聞いていました。それで、そういう技術の方があと20万円ぐらい自己資金が足りないが何とかならないかということで役場に相談して、役場ではそういうのがないということで振興局に行って相談して、振興局といろいろそういうぐるぐるめぐる経緯があります。そういうことで、やっぱり個人事業で個人なんですけれども、やっぱりそういう集団も必要ではないか、技術集団ということで考えてみたんですよ。そういう補助等をするためにやっぱり団体でなければだめというのであれば、そういう技術者を把握することもしなければならぬのかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 今お伺いしたお話がまさにそのとおりでございます。我々でもいろいろ考えていく中では、当然個人の技能を向上させていくこと、それが収益の拡大につながり所得の向上につながる、またその個人の所得の向上が産業の安定化につながると、こういった一連の流れにつながっていくものだと考えております。

また一方では、個人の資格の部分ということになりますと、これはやはり個人個人の資質であったり、あるいはその個人の資産の形成といったような要素も持ち合わせておりますので、そういったところの見きわめを踏まえながらこれは制度を設けたり、あるいは既存の制度を上手に活用していくことで対処できることもありますので、こういったところにつきましては、行政としても積極的に対応していく必要があるものと考えております。

また、もう一つ、そういった部分において、例えば今年度でございますけれども、漁業学校の講座の中で生産性向上講座というものを設けまして、魚市場でありますとか、そういった水産業のさまざまな技能向上あるいは衛生環境の向上に取り組むといった、そういったような取り組みも同時に進めておりますので、そういった観点から総合的に進めていければと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。

町内における誘致企業の中では、自分のところに入った社員をひとり立ちさせるために社長みずからが保証人になったり、支援する、同じような業種なのに応援して育てているという会社もあります。そういうことを見習いながら、やっぱりそういう技術者、それから地域の人たちを支えていくいろんな職業があつて、その職業を支えるまた職業があるということを考えてほしいと思います。

それから、次に役場職員の健康ということで、まずは役場職員の健康状態、これは大変やっぱり気にかかるところでございます。毎月第2・第4水曜日をノー残業デーとしておりますけれども、これは私個人的には金曜日がいいなと思っておりますけれども、こういう職員の交流とか、プロパー職員と派遣職員の交流、スポーツ活動、いろいろありますけれども、やっぱりこれは組合とかそういう人たちときちんと話し合われているのかちょっと疑問がありますので、職員組合とは何回ぐらいお話ししてきたんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 休みということでノー残業デーということなんですけれども、やはり時間外を幾らでも抑制したいというようなことで考えております。平均当たりの時間外はやはりふえておりまして、どうしても防集とか災害公営住宅が本格的になっておりますと、やはり復興の本格化に伴っての事務がふえてきている状況があります。そういう中で、やはり休みの中、中間のところの水曜日ということでノー残業デーを設け

ております。これは組合というよりも、やはり管理する側として必要だということと考えております。組合という形ではなくて、やはり職業を管理する側として必要な日だということ、隔週でありますけれども2回ほど、またこれによってもっとふやしたほうがいいというのであれば、それはきちんと考えながらやっていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 前の議会におきまして、組合ときちんと話をしたほうがいいのではないかと、総務部長はそうにしてまいりますというお答えをいただいております。やはり管理するというか、それよりもやっぱり気持ちよく働かせる、そういう環境というのはやっぱり組合員の声も大事だと思いますけれども、そういう面でちょっと聞いてみましたらば、余り話し合いをなされていないように聞きましたけれども、話しする必要はないと考えているのですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） それはございません。やはり、職員組合との話し合いは必要だと私は思います。ただ、やはり今の状況の中では、今の勤務時間がかなり長くなっている状況がありますので、やはり健康管理の部分からしっかりと管理する側として進めることは進めていきたいと思っております。また、必要な部分、つまり組合と話をしなければならない部分については、しっかりと組合と話をしてみたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） こんなときだからこそ、やっぱりきちんとお互いの心が通じ合うような話し合いをしなければ、やっぱり職員がやる気をなくすのではないかと、私はそれを心配します。見て、本当にみんなにこやかに対応できるように、そうあればいいと思っております。

それで、その対応のことで、役場職員がやっぱり対面というか、町民と会って話をしたり、一般職はそういう職業だと思いますけれども、そういうことで、この間大槌高校の校長先生からちょこっとした生徒の対面とかそういう話が出ましたので、ついでにお聞きします。役場職員の募集はことしは何名ぐらいですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 一般職として若干名という形で出しておりました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 済みません、若干名といっても、何名ということではなく若干名

ですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 採用のことであれば、ちょっと数字を持ってきていませんので、そういう数字をあらわしてお答えしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 若干名なら若干名で結構です。実は、今年度大槌高校から2人応募したんだけど、残念ながら採用に漏れたと。それは仕方のないこともあると思いますけれども、やっぱり地元の中でということを考えて、優先的というものなんですけれども、職員採用、町の中では一番の大企業みたいなものですから、そういう面から町の職員を育てていかなければならない。そして、今さっきしゃべったように、人と会う、だから数学とかそれも大事ですが、学業も大事ですが、やっぱり人間性が大事ではないかと。そういうことで、校長先生は大変すばらしいこの町のために思って震災後にいろんな活躍をしたのに、ちょっと先生方が力不足かなとがっかりしましたと。それで採用にもいろいろ基準があるだろうし、そこまでは余り私も言いませんけれども、やっぱり地元を育てる、そういう思いで人を見てきちんと、学業だけの成績ではやっぱりこれからどのように伸びていくか、それをきちんと見ながら人を育てる、そういう思いで、職員採用なんかも今後のまちづくりに非常に重要なことだと思いますので、ゼロではちょっとがっかりするなと私自身も思いました。それでこのように取り上げたわけでございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今の採用試験の関係ですけれども、やはり一次試験は公平でなければならないということで能率主義をとっておりました。その段階でその基準に達しなかったということで、今回その応募の中から選ばれなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まずご答弁をいただきました、今後は若者の流出抑止という大きな目標に向けて郷土愛を育む教育、それから大槌高校の存続、地元就職の支援、こういうことをお答えいただきましたので、今後そういう方向で募集なり地域を見てほしいと思います、きちんと。

それで、次に教育関係の加配ということで、プールの構造を聞きましたけれども、一

番心配しているのは、小学校と中学校が一緒に一つのプール、体格が違うわけなんですよ。そして、今まさに先生方が大変な状況の中でやりくりしなければならない。一体どんなプールになるのかなど、それをちょっと心配してお聞きしたわけなんですけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） プールに関しましては、7コースということでは説明してございます。そして、3コース、4コースと分けていて、3コースのほうは10センチメートルから90センチメートルですか、浅いプールになっています。深いほうは90センチメートルから1.3メートルだったですか、それは高学年なり中学生なりが使うほうになるという状況になります。

設計段階で、建設検討委員会等でも、それは学校の先生方もそうですし、PTAとか地域もそうですし、教育委員会も入って検討はしています。そのほかに学校の先生からもヒアリングしたりして、実際そういった形でどうでしょうかという話を聞いて、十分に合うというお話をいただいて設計を組んでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私は、せっかく新しくできる学校はプール2つにしてほしかったなという思いでございましたけれども、それとあと先生方がこの被災地において子供たちの心のケア、これも大変な状況にあるのではないかなど、そういう思いをしながらやっぱり授業の内容、それは役場でできることは学校の環境だなとそう思います。そういう面でしっかりしたものをつくってほしい、そういうことを考えております。

それで、教育環境のことでちょっとお聞きしますけれども、ことしは中学校の入学式、小学校の卒業式は来たんですけれども、中学校入学式はないのかな。小中一貫校、来年度から始まるのはどのような形ですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 議員が仰せのとおり、今年度は小中とも卒業式はございます。それから、入学式につきましては、来年度吉里吉里学園については校舎は別々になっていますし、校長さんもそれぞれおまして、入学式は行くと。ただし、施設一体型のいわゆる大槌学園につきましては、従来の入学式というそういう儀式的持ち方ではなくて、子供たちが区切りをきちっとつけて、次のいわゆる中学校過程の学びをするということで、そういう集会活動を通しながらけじめをつけていくということで、従来の入学式と

は違う形で行う予定になっております。もちろんそこには保護者の方とか地域の方々の参加も考えているようではございますけれども、形とすれば従来とは違うということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 吉里吉里は今までどおりで、大槌だけは違うということですね。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） そのとおりでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それでは、小中一貫校の場合は、校長先生は1人なわけですよね。どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 大槌学園におきましては、校長は1人でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。それで、小学校と中学校とをということで一緒になるわけなんです、副校長さんとかそういう人数はどのようになっていますか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 大槌学園もまだ制度校化されていまして、法律上は大槌小学校、大槌中学校という位置づけになってございます。したがって、本来であれば、校長1、副校長1、小中でいただけると。そこを今お話ししたように校長1になりますので、副校長を3いただくと。校長の本来2人の分のところを副校長を3いただきまして、大槌学園につきましては、校長1とそれから副校長3名という内容になります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

親にとってみますれば、子供たちの成長が楽しみなんです。その段階、段階で卒業、入学、これをすごく喜んで記念写真を撮ってきて、そして子供たちの思い出に残した経緯があります。それで、やっぱり入学式、卒業式というのは大事なものだ、子供たちの思い出にもなるし。そういうことで今、教育長さんは父兄も参加できるような話もおっしゃいましたけれども、やはりそういうところを見せてほしい、成長の段階で。よろしくご検討いただきます。

それでは、あと……、大体こんなところかな。もうちょっとしゃべろうとしたんですが。あと、今度の小中一貫校の場所はまだ仮設なわけですよね、入学式、今度のあれも、

まだ校舎ができないから。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 仰せのとおり、来年の9月に完成のめどとなっておりますので、校舎ができてから新しいところでの入学式、卒業式ということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） そうなんですけれども、やっぱりまだ制度的には大中、大小と。来年度は間違いなくもう小中一貫の制度になるんですか。そのことをちょっと確認します。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 来年確実に制度校になるということにつきましては、政府の今後の動向を見ながらということになりますけれども、恐らく来年、あるいは再来年あたりにはなるような動向はつかんでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それでは、制度はまだ決まっていなくても、校長先生は1人、副校長さんは3人ということなわけですね。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今の現行の学校教育法上の枠の中で行いますので、そうなります。制度校になりますと、きっと校長1人、副校長1人というような、1つの学校にという形になると思いますし、先ほど来お話にあった卒業式、入学式につきましても、小学校1年生で入学式、それから9年生で卒業式、従いまして、卒業証書は1枚です。現在、制度校になるまでは、小学校の卒業証書は発行しなければなりません。いわゆる儀式としての式を持つかどうかは別として、卒業証書は小学校も発行しなければならない、中学校もということで、制度校になるまでは義務教育は卒業証書が2枚子供たちに手渡されるという形になります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 盛岡の土淵小中一貫校という話が出て、そういう学校の方向でありましたけれども、でもやっぱり現行、小学校は小学校、中学校が中学校として進むようです。建物とかそういうのは小中一貫を目指しているかもしれませんが。ですから、今この段階で、やっぱり地元にあったというか、そういうことで小学校、中学校で来たのであれば、いきなり変えるよりも段階的に様子を見ながらというのもあってい

いのではないか、制度がまだきちんとしていないのであれば、当然現行の制度できちんと対応していったほうがいいのではないかなと私は思います。

それから、小中一貫校で出されましたふるさと科ということなんですけれども、郷土愛を育てる、いろいろそういう話も出ていますけれども、今までの郷土愛というのは、その地域の中で子供たちを育ててきた。うちから学校に通って、その間にその地域の人たちがかかわってきたんですよ、学校に行かなくても。朝の挨拶、帰りの挨拶、元気かと。これが地域力であり、地域の子供の育て方だと私はそう思っているんで、できれば本当はそんなにスクールバスを使わないで通えればすごくいいなと。でも、仕方なしにこうなったんですけれども、やっぱり地域力、地域を愛するという事は、地域の人たちが子供たちにどのようにかかわっていくか、これが非常に大事だと思います。だから、子供たちを地域の中で育てるといのは、芸能だけではなく、そういうふだんからの子供たちの遊びを、山で遊んだり、畑で遊んだり、川で遊んだり、それを地域の人たちが見ている、それが地域を愛する郷土愛を育む一つというか、私はそういうふうにして育ったものだから、それで本当はそういう声を聞きながら、^{きん}金をとる人がいたり、さまざま教えられて、この町がいいな、そういうことでここにいてこういうことをしゃべるようになりました。

これで私のほうはちょっと余り整理していなく、広くざっぱりしましたけれども、これから皆さんとともにいろんな話をしながら、本当にいい町になるように、そして最後に一言言いますれば、町としては財政は非常に大事なことです。それは大事なことでありますけれども、町民が豊かにならなければ、どう無理くり取ったらば、当然町が破産してしまいます。かつて吉里吉里善兵衛という方がおりまして、盛岡116人の人たちから1,800両のお金を集めましたけれども、南部藩では。大槌の吉里吉里善兵衛は1人で7,000両、そういうことを要求されて、確かにいろんなことで払ったんですけれども、結局は衰退していく。だから、町を育てるといのは税収も大事ですけれども、その集めた税を使ってどのように町のみんなの暮らしをよくするか、それは考えているとは思いますが、今大変な時期にやっぱり国保税、結構たまっているのではないかという思いもあったのでここに出したので。それでもうちょっと検討して何とか、今非常事態、大変な状況にありますので、それこそ1円でも2円でも。生活物資がどんどん上がってくるんですよ。消費税を導入する前からもう生活物資が上がっていて、本当に大変な状況です。そこを何とか少しでも町として考えるところがあったらば、支援していただき

たい。そういう思いで、私の質問はこれで終わります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

○

再 開

午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

岩崎松生君の質問を許します。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君） 創生会の岩崎松生でございます。

質問に入る前に、きのうは東日本大震災から4年目を迎えて、追悼式も行われたわけですが、改めて亡くなられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、いまだ行方不明となっておられます方々の早期発見、確認がなされますようお願いしております。

それでは、早速質問に入りますが、ちょっと私、喉の調子が悪いので、議長も職員の皆さんもちょっと上手に聞いてほしいと思いますが、ちょっと声が高くなるとざらざらしますので、よろしく願います。

1つ目は、復興状況についてお伺いいたします。

震災後、つち音だけでも聞きたいなど、こういう町民の思いから4年がたちました。今、町内各地で盛り土が盛んに行われておりますが、復興が進めば進むほど、また新たな課題が出てくるわけでございます。各地においてもさまざまな声が聞かれていると思いますが、その現状についてお伺いいたします。

1つ目については、防潮堤の整備状況についてお伺いします。

2つ目は、大槌町は町方地区を中心市街地としておりますが、なかなか町の全体図が見えてこない。さまざまな会議はしておりますけれども、その内容が町民の方々に広がっていないというところもあります。その中で、町の商工業者の方々も、4年もたちそろそろ自立をしなければならない、そういう心の中では葛藤しているところもあると思いますが、町としてもその商業区域、そういうところをどこにどのような設定をするのかというのを早く示してやらなければならないのではないかと思います。その辺もお伺いいたします。

3つ目は、防集団地の交通対策についてお伺いします。

震災により、申請区域になります多くの住民が高台の防災集団移転団地に移動いたします。高台になれば、それなりにその団地の交通の便が懸念されるわけですが、その対策についてお伺いいたします。

次に、J R山田線、釜石宮古間についてお伺いいたします。

J R山田線が三陸鉄道に移管され復旧されることが昨年12月24日に正式に決定いたしました。地域の足の一つが復旧する見通しが立ったことは明るい話題だと思っておりますが、しかしせっかく復旧の運びとなった三陸鉄道が、人口減少あるいは利用者が減少することで経営が困難になるおそれも拭き切れません。その中で、ことしに入り1月31日の安渡地区復興協議会では、町内会から三陸鉄道安渡駅の新設について話し合われました。復興計画では旧安渡小学校を取り囲むように整備される防災集団でございますが、その交通の不便さを考えれば、鉄道の沿線上になる旧安渡小学校前に安渡駅が新設されれば周辺住民の交通の不便さも解消され、また復旧する山田線の乗車率も考えれば相乗効果もあり、復旧とあわせて検討すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

次に、子ども・子育て支援計画についてお伺いいたします。

平成27年度から、子ども・子育て支援制度がスタートいたしますが、その計画についてお伺いいたします。

次に、安渡地域住民から安渡保育所を戻してほしいという要望を受けていると思いますが、当局はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、4つ目でございますが、これは町道三枚堂線について、復興が盛んに海に向かっていく最中に山のことを言うのも変な話ですけれども、これは私、震災後小鍬の仮設に入居しましてから、それから4年間小鍬から町方のほうに通っております。そういう中で感じましたことは、この線は絶対やらなければならないと思ひ、このような質問をいたします。

三枚堂橋から山岸橋までの町道三枚堂線延長800メートル区間は、町道の認定はされているものの未整備区間で、車両はもちろんのこと今では人さえ歩けないほどの地形の路線となっております。この路線が整備されることにより小鍬川の右岸、上流から下のほうに向かって右岸沿いを花輪田バイパスから蕨打直橋まで一直線につながり町道になります。緊急時や災害時に町道小鍬線の代替路線として重要な路線になると思われまます。また、この路線の周辺及び上流域は、復興が進むにつれて宅地化となることが予想されます。この路線の整備は過去にも計画された経過があることから、早急の改良を求めるも

のであります。以上のことを踏まえ、次のことをお伺いいたします。

当該路線の下流には、寺野地区の復興住宅及び県立大槌病院が整備中でございます。また上流には四季の郷、あかね会、わらび学園などの施設があり、生活道路はもちろんのこと、ライフライン道としても重要と思われる区間と認識されますが、この路線沿線についてどのように考えているのか伺います。

2つ目は、大ケロから三枚堂へのトンネル化の計画に伴い、この路線も接続計画に含むべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、大きなところは4点です。答弁よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 私から、岩崎議員の2番目のJR山田線についてお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、新たに山田線を運営することとなった三陸鉄道は残念ながら赤字経営を続けておりました。震災前の状況を見ますと、沿線市町村による負担により運行している状況であります。また、山田線につきましても、沿線人口の低下に伴い利用が徐々に低下している状況にありました。よって、山田線の利用促進につきましては、再開前の現時点から三陸鉄道の大きな経営課題とすることができ、当町にとりましても積極的にこれに取り組んでいく必要があるものと認識しております。

ご質問のこの安渡地区についての考え方です。山田線の復旧にあわせて新駅の設置を求める声があるということについては承知しております。安渡地区については水産加工業も集積する地域でもありまして、来年度は、利用予測や実務上の課題を整理して、地元との議論や関係機関との協議を行いながら検討を重ねて、要望に沿うように関係機関に働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 防潮堤の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

現在の進捗状況といたしましては、町方地域の住民へのまちづくり懇談会で沿岸広域振興局土木部が説明しましたとおり、大槌川小槌川間防潮堤及び水門については、今年度は仮堤防及び切りかえ水路の施工、来年度は水門本体の基礎ぐいの施工、平成28年度は水門本体の施工、平成29年度はゲート据えつけ及び防潮堤の施工で、平成29年度末には防潮堤機能の概成を目指しているとのことでございます。

安渡地区の防潮堤につきましては、安渡地域の住民へのまちづくり懇談会にて沿岸広

域振興局水産部が説明しましたとおり、防潮堤の暫定盛り土を平成27年夏ごろまでには完了し、その後、乗り越し道路や臨港道路等の施工と防潮堤の被覆に着手し、大槌川水門と工程調整を図りながら、平成29年度末の防潮堤機能の概成を目指して整備を進めているとのことでございます。

赤浜地区の防潮堤については、震災前の高さであるT P6.4メートルにて実施することとしており、今後用地を取得し、防潮堤の施工、臨海道路、管理用道路、護岸の施工、陸閘の施工等を経て、平成29年度末までに整備するとのことでございます。

吉里吉里地区の防潮堤については、吉里吉里地区の住民説明会にて、平成26年度から現場着手を行い、平成28年度末までに整備するとのことでございます。

白石（小枕）地区の防潮堤については、今後用地を取得し、防備堤の施工、つけかえ県道の施工、臨海道路の施工等を経て、平成29年度末まで整備するとのことでございます。

今後におきましても、岩手県と情報共有を図りながら現場状況の把握に努めるとともに、岩手県と連携して事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 私から、2点お答え申し上げます。

まず1点目の町方地区のまちづくりについてでございますが、町ではこれまで平成25年度に作成した大槌デザインノートや今年度策定の都市計画マスタープランに基づき、町方地区、とりわけ御社地地区を町全体の中心市街地、すなわち「まちの顔」と位置づけてきたところでございます。現在は、その考え方に基づき、同地区周辺に公共公益施設の配置や商業施設の集積が図れないか検討を進めているところでございます。

特に商業につきましては、復興まちづくりのゴールが見え始め、事業者の方々も先を見通す時期になってきたことや、国の新しい補助金が示されたことに伴い、若い事業者を中心に再び中心市街地に活気を取り戻そうという新たな動きも見えつつあるところでございます。

そこで、町といたしましては、それら事業者の声にいま一度耳を傾け、国の支援を得ながら事業者の意気込みを反映させることはもちろん、町方地区での住居再建にも勇気を与えられるような中心市街地の再生計画を描いてまいりたいと考えております。

現在は町内の事業者全般への意向調査を行っておりますが、今後、検討組織における議論を本格化し、望ましい商業機能の集積や周辺の施設計画との調整を図るとともに、

それを踏まえた全体計画を今年の夏ごろをめどに決定し、補助金の申請等の具体的な行動につなげてまいりたいと考えております。

次に、防集団地の交通対策についてお答え申し上げます。

防災集団移転促進事業実施に伴う高台移転により、震災前に比べまして国道、県道といった幹線道路から離れた場所に住宅地が形成される地区が出てまいります。これらの住宅地において、高齢者やお体が不自由な方、運転免許を持たない方といったいわゆる交通弱者が住まわれることが考えられるため、町としましては、他地区との均衡を図りつつ、交通弱者の方々が何らかの公共交通サービスが利用でき、気軽に通院や買い物ができるような施策を実施していきたいと考えております。

一方で、町内を走る町民バスにつきましては、現在は国からの補助金をいただいて運賃収入の不足を埋めているところでありますが、この補助金は震災特例の制度であるため、今後は町の負担が重くなっていくことも考えられるところでございます。つきましては、来年度は公共交通の確保維持に必要なコストも踏まえつつ、地域が公共交通を支えていく意識を強くしていくため、地域復興協議会の場を通じて新しい町の姿に応じた望ましい公共交通のあり方について議論を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 子ども・子育て支援事業計画についてお答えいたします。

本計画は、2月25日の総務教民常任委員会でご説明し、本定例会におきましても策定についてご報告することとしておりますが、平成27年度から本格施行されます子ども・子育て支援法によりまして、都道府県及び市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、当町といたしましても、大槌の豊かな自然環境や地域のつながりがある中で子育てをすることで、次代の親となる子供たちがふるさと大槌で子育てをしたいと思えるような取り組みを推進していくため、平成27年度から平成31年度の5カ年を計画期間とする大槌町子ども・子育て支援事業計画を策定したところでございます。

本計画は、「子育てで築くきずな地域の和～大槌の豊かな自然に囲まれて～」を基本理念としまして、地域における子育ての支援、教育環境や生活環境の整備、保育サービスの充実など、6つの基本目標を掲げまして、総合的な子育て支援施策の展開を図ろうとするものでございます。

また、重点事業としまして、思いやり・優しさを育てる子育て支援、子育て・子育てのための情報提供の充実、各部署の連携強化による全庁一体となった子育て支援の3つ

を掲げ、本計画期間中における施策の着実な推進を図っていくこととしております。

町といたしましては、町内人口の減少や少子高齢化の進行等を踏まえまして、子供及び子育てに必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長できるまちづくりの実現を目指し、本計画に基づき着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町立安渡保育所についてお答えいたします。

現在、寺野の仮設園舎で運営しております町立安渡保育所について、議員のご質問がありましたとおり、安渡地域の住民の方々から、住民の生活再建に必要な保育環境を整えることや地域のにぎわい創出といった観点から、同地域に保育所を戻してほしいとの強いご要望を安渡地域復興協議会の場などを通じまして頂戴しているところでございます。ただし、施設の運営主体や施設種類については、必ずしも町立保育所に固執するものではないと伺っております。

保育施設の設置につきましては、現在町内に5カ所あります各保育所の地域による利用者の偏り、また幼稚園・保育所間での利用の偏りがあることも踏まえながら、子供の数の将来推移、誘致企業の進出等に伴う新たな保育ニーズの見通し、保育士等職員の確保、町の財政負担などを的確に分析し、検討する必要があるものと考えております。

町としましては、これらの課題や施設設置候補地の利用開始可能時期の見通しなどを踏まえまして、保護者や住民の方々、各保育施設、有識者のご意見などを十分にお聞きし、安渡地域への保育施設の設置に向け、施設運営主体及び施設種類などについて、あらゆる可能性を検討してまいりたいと考えております。

また、保育士の確保についてでございますが、ハローワークを通じた求人、町広報誌や災害エフエムでの募集、退職した保育士への個別の打診、県内保育士養成校の訪問、岩手県保育士・保育所支援センターの求職登録者への情報提供など、あらゆる手段を講じて、その確保に全力を注いでいるところでございます。

さらに、町内各保育所におきましても保育士確保に苦慮している状況にございますことから、各保育所を対象とした賃金など処遇改善等に関する町独自の支援策を検討し、当町の保育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、最後に町道三枚堂線のご質問についてお答えいたします。

小鍬川右岸の三枚堂橋と山岸橋間は、平成9年度に県営ふるさと農道緊急整備事業と

して河川堤防を兼ねた道路を整備することを前提に、町道三枚堂線として道路認定された総延長800メートル、供用済み延長128.6メートルの町道でございます。

この路線については、平成11年に農林課において地権者への説明会を開催しましたが、地権者の強い反対に遭い頓挫した事業であります。当時、地権者からは、農道を整備することにより遊水池機能が失われ、下流に悪影響を及ぼすことが考えられることから反対であるとされ、用地買収への協力を拒否されており、現在においても状況は何ら変わっていないものと認識しております。

また、現在、河川管理者としての県の見解は、背後地が山であり、守るべき住家等がないことから築堤の整備は考えていないとのことでございます。

町道小鎚線の代替路線として重要とのご指摘ですが、確かに代替路線としての重要性は認めますが、山岸橋は橋梁長寿命化計画に基づき補修工事を平成27年度に予定しており、また町道小鎚線山岸橋付近ののり面については落石防止のロックネットを施工し災害防除に努めているほか、直ちに代替道路が必要との緊急性は低いものと考えております。

今後、この町道を整備するに当たっては、河川管理者と河川の縦断占用の協議を行う必要があります。河積を侵してよいかという十分な水利計算を行い、あるいは町道の線形そのものを山沿いに振るとかといったような検討が必要になってくると思われま

す。次に、三枚堂大ケ口間のトンネル事業との関係ですが、位置関係を見た場合、接続することで利便性の向上は図れるものと考えられますが、町道三枚堂1号線にかかる三枚堂橋のかけかえ工事も発生し、相当規模な事業の増大が予想されます。いずれにしてもこの路線は復興交付金の活用は見込めないもので、通常の交付金事業を活用するよりなく、まずは現在整備している小鎚線の道路整備を完了した後に検討してまいりたいと思っております。

平成27年度は、臼澤橋において、山岸橋と同様、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修工事を予定しており、安全性の確保と橋梁の長寿命化に努めるほか、臼澤橋の上流30メートル付近に人道橋を整備するため、復興交付金申請を経て詳細設計に着手する予定としております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） それでは、答弁された順序に再質問していきたいと思

います。J R山田線についてですが、町長からは前向きな答弁をいただきました。確かに三陸

鉄道が通れば本当にいいなと、これで一つの目標が達成されたなとこう思うわけですが、それでもやっぱり乗車率というものが心配になります。恐らくこれはどうなのか、負担金とかそういうものは乗車率によっても違ってくるのかなとも心配申しておりますが、やはり各沿線自治体においては、それなりの努力をしなければならない、大槌は大槌なりの努力をしなければならないと思います。乗りやすい、利用しやすいというイメージをつくらなければだめだと思いますが、そういう意味でも、先ほど言いましたように安渡小学校を取り囲むように防集団地ができるわけでございます。それで、旧安渡小学校前に駅が新設されれば、バス同様の感覚で乗れるのかなと。それと、赤浜周辺の方々も利用しやすくなるのかなとそう思います。

それで、もう一つは、そういうことで相乗効果が相当出てくると思うんですが、利用する側のイメージとして感覚として、今は大分なくなったみたいですが、路面電車ですかね、そういう感覚。路面電車で気軽に買い物に行ける、そういう感覚のイメージでこの政策を持っていったらいいのではないかなと思います、その辺はいかがでしょうかね。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） まず、三鉄の利用促進につきましては、やはり非常に重要な課題でございます、現在も各市町村の負担金というのがございまして、これは利用者といいますよりは、人口でありますとか、設置されている駅の数などに応じてそれぞれの市町村の負担が決められているところでございます。いずれ仮に復旧されれば、当町もそのメンバーの一員となることですので何らかの負担が生じますが、それにつきましては、今回JRから示された負担協力金30億円の使い道を検討する中で、どういった対応ができるのかを考えてまいりたいと考えております。

また、議員からご提案のありました路面電車といいますか、盛岡などではLRTというようなものも市民の間で検討されていると聞いております。大きなハード整備は確かに不要かとは存じ上げておりますが、ただやはりまちづくりと一体となるものですので、その実現できるできないというのは少し研究させていただきたいと思いますが、いずれこれから高齢の方がふえてくる、移動手段の確保というのは非常に重要でございますので、住民の皆さんの意見も聞きながら、また地域公共委員会などで皆さんのご意見も伺いながら、いろんな方向について検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 部長からもいいお話を聞きましたが、新しい駅をつくるのに、今は浪板、吉里吉里、大槌という3つなんです。感覚とすれば、浪板吉里吉里、吉里吉里安渡、安渡駅をつくっても同じぐらいの距離なんです。安渡駅から大槌の駅までもそうです。もう一つ加えるならば、マストにも駅をつくるならば、相当相乗効果というのが出てくるのではないかなと、乗車率も多くなるのではないかなと思われま。そういうところもその政策の中で考えていただいて、関係機関との協議をして、ぜひとも実現するように検討してもらいたいなとこのように思います。

次に、震災復興についてお伺いいたしますが、那須局長からはまず各地域について答弁をいただきました。全くそのとおりでございますが、全文にホームページを見ればわかるのではないかなということも言われておりますけれども、私自身余りパソコンには強くないものですから、どこかのボタンを押せば何か変なものが出てきたりしますので、恐らくホームページというのは若い人たち、課長年代からの人たちはいいと思いますが、町全体として見れば、ホームページというものは余りものが伝わっていかないのではないかなと思います。

それで、私がこれをなぜ聞くかというのは、やっぱり防集団地は防集団地で高台に整備されるから、これはある程度期間が決まればいいんです。ただ、区画整理地区内、これは盛り土はするけれども今はまだ防潮堤が出ていない状態で、盛り土はしたけれども、家は建ててもいいよと言われながらも、やっぱり津波のすさまじさ、ああいう現状を見ていると、とても建てる気にはなれないと思うんです。そのために、ぜひこの防潮堤のおくれはないようにしてもらいたいと、こういう思いから質問したわけでございます。

今、安渡地区、赤浜地区、まずそれぞれ仮申し込みをしたわけでございますが、その結果として、区画整理地区内の戸建て、これは全くないというほど少ないのではないかなと思います。これは、防潮堤の関係があるものと思っています。それともう一つは、防集の仮申し込みも少ないところが多分にあると。そういうことを考えれば、道路脇に、下のほうにつくろうとしている災害公営住宅、あるいは戸建ての住宅、それらを防集団地のほうに移転してもいいのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） ご指摘のとおり、区画整理区域内、例えば安渡の中に防集宅地を設けるということで計画をしておりましたけれども、応募数が少ないということで、そこについては災害公営のほうが申し込みが多かったものですから、災害公営の

ほうへ切りかえをするなりということ、その土地については有効利用といいますか、そういった転換を図っていこうということで今考えてはおります。防集団地のほうの高台の団地についても一部、今まだあきがあるといいますか、応募が少ないところもございいますが、それらについては今2次の抽選が終わった後再度まだ募集をしておりますので、まだ意向の確認ができていない世帯も200世帯以上ございますので、その辺も踏まえてこれからちょっとそういうことの調査を見ながら、今後そういう団地の宅地の数だとか、そういったことも見直しなりが必要かなと思っておりますので、今後それについても対応を考えていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足させていただきますけれども、赤浜地区に関しましては、区画整理地内に災害公営住宅というのは今考えてございませんので、ほとんどは防集団地のほうの災害公営住宅を考えてございます。安渡地区でございますけれども、安渡地区についても今戸建てとか、応募は結構ございまして、ちょっと逆に超過しているような、長屋については超過している状態にあります。区画整理地内のほうを早急に整備して、できるだけ早く災害公営を整備して、やはり防集団地となれば、用地買収してきてその後さらにまた災害公営を建てるというよりも、早急に区画整理のほうを整備した中で、土地も災害公営住宅地で取得してございますので、早急に災害公営住宅を区画整理地内に整備して早く再建を促したいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 区画整理地区内は余っている状態でなく足りない状態だと、そういう状況になっているというのは大変いいことではないかなと思います。

そこで、1つお尋ねします。区画整理地区内で、これは何人もの人から聞いたわけでもないんですが、たまたま会った人から聞いた話なんですが、安渡地区内ですが、区画整理地区内にうちがあって流された。町で土地を売ってもらいたいというので、移ったらどこに建てればいいのかという心配があって、それも尋ねたそうです。それをどこに建てるかと聞いたら、近くに建てる場所がとれるからということで、それならばと思って町に売ったと。そして、ここ最近そろそろと思って来てみて相談したら、それは代替地は自分で見つけなさいということと言われたと。それではもう大槌にはいられないということで、よその町に行ったというお話を聞きました。そういうところはどうかね。もし、これからもそういう場面が恐らく一人だけではなくもっとあると思うん

ですが、そういう人たちがもし建てたいというのであれば、町が買い取った土地であろうとも、そういう人たちに少し便宜を図ってやったらいいのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 非常にレアなケースだと思うんですが、基本的には土地区画整理地内の方々については、今回防潮堤も整備した上でかさ上げもして、ある程度面整備を進めた上で住宅再建をしていくという前提に立って、それ以外の方々についての用地については買収させていただいていると。これは主な用途というのは、今言ったような災害公営住宅とか、あとは減価買収とあって、減歩率を下げるために買わせていただいております。それで、そういった方がまた同じ区画整理地内を欲しいという想定はちょっと考えていませんので、一応そういう話があるのであれば、町有地はその中で今言ったようにその減歩分とか災害公営住宅としても結構用地は満杯になっていまして、幾らかは考えるかもわかりませんが、想定とすればそういうのはちょっと考えていなかったもので、町有地として単純に町で単独で買った土地はないので、全ての町で買った土地というのは大体用途が限られています。今言った公共用地になるか、あとは災害公営とかですね。中ではちょっと今のところは手持ちの土地がないというような状態でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） わかりました。まず、これからそういう相談もあるかと思しますので、被災者に対してはやっぱり少しでも心を受けとめてやってもらいたいなど、このように思います。

次に、まちづくりの全体図が見えてこない、この辺についてちょっとお伺いします。

いろいろ話は商工業者等行っているとは思いますが、今4年たって、盛り土も今年いっぱいあたりで終わりますかね。大体町方地区は今年いっぱいぐらいで終わらないとだめだと思うんですが、月日がたてばたつほど悩むんです。もうやめようか、やったらいいのか、不安だなと、こういう気持ちでいつも葛藤していると思うんです、私もそうなんです。だから、早く町で、ここの場所を商業の施設にしますよと、御社地周辺をそういうところになっているわけですが、ほかにもまだ店を持ちたい、今御社地の商店街で店を開いている人たち、あの人たちもどこにそういうところを建てられるのかなという、すごく不安を持っていると思うんです。だから、場所を早く決定してあげて、いつ

までにここに移動してくださいと、こういう感じで、何ていいますかね、商売をやろうとしている人たちの心を動かす、そういうことも必要ではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 中心市街地のまちづくり再生に関しましては、先ごろ1月でございましたけれども、再生の計画をつくるための検討委員会の準備会というのを一度開催してございます。その中では、役場だけではなくて、学識経験者の方々でありますとか、町内の商工会、それから観光物産協会、それから末広町の商店街さんでありますとか、各仮設商店街の代表の方々にも幅広く入っていただいております。また、若手でいろいろ考えていらっしゃる経営者の方々にも複数入っていただきまして、現状を考えている、町で検討している内容などについて広く意見交換をさせていただいたところでございます。

その内容は、前回、準備会ということでございましたので非公開でちょっとやらせていただきましたが、次回、年度が明けるかと思いますが、今回はオープンな形で正式に公開で議論したいと考えておりますので、できるだけそういった形で我々も情報は広く提供していただいて、皆様にご検討いただく材料をご提供してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 町長も一生懸命頑張っているのもわかります。私も課内を回って歩いても、みんな頑張っているなど、こういう気持ちで見えております。ただ、進み方については、何ていいますか、やっぱり政策を早く進めていく、議論することもいいし意向調査することもいいんだけど、それを何年もやっているのではなく、もう早く結論を出して計画に移っていくと。そういうふうになければ、なかなか脱落していく商店の人たちが出てくるのではないかなと心配しています。そういうところも考えながら、早目に早目に行動していただきたいなと思います。

次に、防集団地の交通対策について伺います。

先ほど言いましたように、防集の方々には町内各地高台に移転されます。それで、どうしても防集団地はお年寄りが多くなると交通に不便さを感じるわけですが、これは28年、29年、あと3年、4年後には大まかに再建にもなると思います。それまでには物が動いていなければならない状態をつくらなければいけないと思います。バスとか、そういう

いろいろな方法が考えられます。そのほかにも、各市町村の取り組みを見ているとさまざまやっているようなところがあります。私もインターネットであちこち探してみながら、こういう方法がいいかな、これがいいかなと見ていますけれども、ただ大槌に合ったような取り組みというのはなかなか見つからない。私も交通関係に関係していますのでいろいろ考えてはいきますけれども、当局においても、その時期に間に合うようにいい方法を見つけて、ぜひ早目に対策をしていただきたいと思います。

次は、子育て支援事業についてお伺いします。

この子ども・子育て支援事業計画につきましては、27年度から本格施行されるということになります。これはたしか24年の国会で三法が成立したのかな、たしかそうだと思っておりましたが、そういう中で27年から実施、最近の新聞を見ていますと、もうどこの市町村も先手を打って、今もうこれが始まったらすぐやるんだという形でいろんな政策が載っています。その点で大槌はちょっとおくらしているのではないかなと思って感じています。その辺はどうでしょうかね。もう少し早目に政策を出して、町民にそれをみんなに承知してもらって、みんなと一緒に町をつくっていく、そういう考えになっていかなければならないと思いますが、政策的には遅くないですかね。そこのところをちょっとお願いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 今、町で行っている子育て施策としましては、保育料の第2子、第3子の負担軽減でありますとか、乳幼児や妊産婦の医療費の一部助成、あるいは中学生以下の医療費の一部助成など行ってきているところでございます。また、今回3月補正の中でも予算をご提案しているところでございますが、人口問題アクションプラン、あるいは来年度からの地方創生の関連の予算をブレンドしまして、その子育て支援施策の充実を図ってまいりたいということで予算計上させていただいているところでございます。

具体的には、今国の予算との調整というのもあるわけでございますが、そういった中で制度設計をしていきたいということで考えておりますが、例えば今第2子、第3子の保育料の負担軽減につきましては、今第2子は同時入所でなければ軽減の対象になっておりませんが、その同時入所という要件を外していくということですか、それから多子世帯の出産に対する祝い金でありますとか、そういった内容を今考えているところでございまして、それを3月の補正で予算化して事業化に結びつけていきたいと考

えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） まちづくりは人づくり、人づくりはまず定住人口をふやさなければならぬ。私は、何よりもやっぱり地元で子供を産んで、地元で子供を育てる、一回社会に出て、また地元で役に立ってもらいたい、そういう形ができればいいなと思っております。そういう中で、今回安渡保育所、仮設ですね、寺野にある安渡保育所がゼロ歳児から3歳までですかね、受け入れが次年度はできないということが示されました。これは余りにも唐突で、保護者の皆さんもかなり動揺していたようでございますが、この経過についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 今年度末で、今、町立安渡保育所で勤務されている臨時保育士の方5名のうち2名の方が退職されるということでございまして、その保育士の補充を行おうとこれまでさまざまな手段を講じましてその確保に努めてきたところでございますが、なかなか確保に至っていない状況でございます。そういうことで、まず保護者の皆様には1月7日に説明会を開催させていただきまして、こういった状況にあるということと、ゼロから2歳までの来年度利用希望されている方が14名いらっしゃいましたけれども、保育士の3名体制ではゼロから2歳児のクラスの受け入れが難しいということとその1月7日の説明会でご説明させていただきました。その方々につきましては、町内の別な保育園への転園、移っていただくということで改めて希望をとらせていただいたという経過でございます。

また、先月の2月25日に改めて保護者への説明会を開催させていただきまして、先ほど言いました保育士の確保がその時点でも見通しが難しいということで、再度保護者の方々にご理解を求めるといってご説明をしたところでございます。結果的に14名の方がほかの保育園に移られることとなりますが、移られる子供さん、また保護者の方々には大変ご心配、ご迷惑を、またご負担をおかけしたことについて本当に心苦しいところでございますし、大変申しわけないと思っております。その保護者の方々へは今後も情報提供を小まめにしていきたいと思っておりますし、継続して保育士の確保については最大限努力してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） できれば、次年度のこと、年が明けてからではなく前年26年度の

初めにそういうところを保育士さんとかそういうふうにもう調整していればよかったかなと思いますが、余りにも唐突だったのでみんな困惑しているようでございました。

もう一つ確認のためにお聞かせください。保育園は同時入所でなくても第2子から無料になるということは、例えば1人が安渡保育園、1人が私立の保育園に行った場合、それでも同じか。それともう一つは、幼稚園と保育所の関係、これが別々になっても同じ対応なのか、そこのところ。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 同時入所につきまして、今までは第1子の方と第2子の方が、現在は同時入所している場合を保育料の2子の方の軽減ということにしておりました。それは、別々の保育園、施設であっても対象となっております。今回の新しい改正におきましては、その同時入所の要件を撤廃するというところでございます。幼稚園と保育所につきましては、ちょっとたしか同時も……。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 先日の補正予算の前のご説明でもちょっとございましたけれども、まだあくまでも想定でございますが、同時入所を撤廃し、それから幼稚園のほうも今検討しております。ただ、まだ関係機関との調整が調っておりませんので、あくまでも町としてはそのような地方創生の事業として検討しているということでございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 確かに次年度は第2子以降の保育園と幼稚園の保育料を無料化しますとうたっています。まだそうすると、今の答弁によればまだこれがどうなるかわからないということになりますか、保育園と幼稚園の関係は。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） いえ、そのような事業設計を組んでおりますが、要は幼稚園とかそういう関係機関にまだ説明が済んでいない。要は、補正が通ってからでないと関係機関と説明が、調整ができないので、あくまでもまだ下準備をしているという段階でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） わかりました。ぜひ、こういう取り組みがほかの市町村と同じようではなく、大槌でなければならないような政策をとってやっぱり人口をふやしてもらいたいなとそのように思います。

安渡保育所を安渡に戻してほしいという要望を受けていると思いますが、当局においてはどのようなお考えを持っておられるでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 先ほど、最初にご答弁申し上げましたとおり、その地域からの強いご要望につきまして対応するべく、安渡地域に保育施設を建設すると、設置するという方向で考えております。ただ、町立保育所ということに固執せず、町立か民営か、あるいは保育所、あるいは地域型保育事業というやや小規模な保育施設もごございます。そういった保育施設種別につきまして、どのような設置が一番いいのかということをご地域の方とも、また保護者の方とも、あと町内の保育事業者などとも十分議論しながら検討していきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 確かに保育所というのは地域性がありますからね。地域に何人の子供がいるのかというところの計算も必要だろうと思いますが、ただ安渡地域においては誘致企業が5社ほど来るわけですね。新聞等で報道されていますと、今年度は2社が営業して約200人の雇用が生まれると、そういう報道がありました。そういうことになれば、やっぱり安渡には保育所が必要なんだなと、働くお母さん方が安渡に来て保育所に預けて働いて、帰りにまた安渡から連れていくというのが一番理想だなとこのように考えます。ぜひそういうところを考えながら早目の対策をしていただきたいなと思います。

次に、町道三枚堂線について伺います。時間がないので何点かではありますが、この三枚堂線、先ほど言いましたように、私は震災前は海辺に住んでいましたので、余り山のほうには行かなかったわけですが、この4年間ことしから町方に通う中で、大風が吹いたり大雨が降ったときにはかなりの落石がありました。結構私も通るたびに片づけたりなんざりしてましたし、先日も日曜日でしたか、ちょっと大きな石が山岸橋のたもとにありました。電話が来たので私も片づけに行こうと思って行ったら、もう横のほうに片づけてあって、次の週はもうその石がなくなっていました。当局のほうで片づけてくれたのではないかと思います。そういうことで、どうしても私は、大雨が降ったり大風が吹けば小鎚、蕨打直から橋を渡って山岸橋に出てくるんです。あそこが一番危険な場所なんですね。そこでまた回っていくわけなんです、ここを通っていて、何でこれが真っすぐつながらないのかなと。だから、以前にもこの道路問題があったときに、そうか、あそこに道路が必要なんだなと思ってそんなに深くは考えなかったんで

すが、今回やっぱり4年通ってみて本当にそうだなとも感じました。これは本当に、局長、ちゃんとした認識を持ってほしいんですが、小鎚の人たちはよく我慢しているなど思ったりしていました。復興事業では予算がつかないかもしれませんが、これから県との関係もあります。大槌町単独でできるものでもないし、県とのいろいろな補助制度がある中でやっていかなければならないと思いますが、そういうところを県と町と協議しながら、そのタイミングを逃がさないように、タイミングを前回逃がしたわけですから、次のタイミングを逃がさないようにして、ぜひこれも実現していただきたいなと思います。答弁は要りません。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君の質問を終結いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時08分

○

再 開

午後1時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第1号 「大槌町子ども・子育て支援事業計画」策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第1号「大槌町子ども・子育て支援事業計画」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、ご説明申し上げます。

お手元に計画の冊子とA4版2枚物の概要版をお配りしてございますので、本日は概要版を主に用いましてご説明させていただきたいと思います。

まず、概要版の1ページでございますが、計画策定の背景と趣旨ですが、平成27年度から本格施行されます子ども・子育て支援法によりまして、都道府県及び市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられております。当町としましても、町内人口の減少や少子高齢化の進行等を踏まえ、大槌の豊かな自然環境や地域のつながりがある中で子育てをすることで、次代の親となる子供たちがふるさと大槌で子育てをしたいと思えるような取り組みを推進していくため、子供及び子育てに必要な支援を行い、一

一人の子供が健やかに成長できるまちづくりの実現をめざし、大槌町子ども・子育て支援事業計画を策定したものでございます。

計画の期間は、平成27年度から31年度の5カ年でございます。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置づけておりますとともに、母子保健計画の内容も踏まえて一体的に策定しております。

計画書の7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページには、当町の児童数の推移を掲載してございます。グラフのところですが、平成26年度までが実績値、平成27年度以降は推計値で、グラフのとおり年々減少する推計となっております。平成26年度から27年にかけて約100人の検証となっておりますが、平成27年2月末の実績を確認しましたところ、合計で954人となっております、平成27年度の実績値はこのグラフにある推計ほどの減少とはならない見込みとなっております。

また、計画書の15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページには、保育所の入所児童数の状況を掲載しております。保育所は、定員に対しほぼ100%の入所となっております。

また、16ページでございますが、こちらには幼稚園の状況を掲載してございます。こちらは定員に対しまして約40%の入園となっております、保育所と幼稚園の間での利用の偏在が生じているところでございます。

本計画の策定に当たりましては、平成25年12月から平成26年1月に小学3年生までの児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しております、計画書の17ページからその調査結果を掲載してございます。

17ページにあります地域における子育て環境や支援への満足度につきましては、満足度が低いという回答が約半数となっております。

18ページ、19ページをお開きいただきますと、子育てのために必要な支援ということにつきましては、子育てしやすい住居、まちづくりの充実という回答が最も多くなっております。

もう一度概要版のほうにお戻りいただきまして、概要版の1ページですが、本計画は、「子育てで 築くきずな 地域の輪～大槌の豊かな自然に囲まれて～」を基本理念とし、重点事業としまして、思いやり・優しさを育てる子育て支援、子育て・子育てのための情報提供の充実、各部署の連携強化による全庁一体となった子育て支援の3つを掲げて

おります。

概要版の2ページに参りまして、計画の基本目標としまして、地域における子育ての支援、母性並びに乳幼児等の健康確保・増進、教育環境の整備、生活環境の整備と安全確保、ワーク・ライフ・バランスの推進、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの6つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ろうとするものでございます。

3ページの下の方には、幼稚園、保育所の目標事業量を計画のほうから抜粋して掲載しております。計画書では41ページの掲載となっております。この表の上段、①量の見込みですが、これは実際に利用する児童数の推計値でございます、これに対し表の②目標事業量は、各施設の定員を掲載しております。現時点で事業量は確保されているという状況にありますことから、これが維持されていくよう努めていくというものでございます。

概要版の4ページに参りまして、地域子育て支援事業の内容を掲載しております。計画書では44ページ以降の掲載となっております。これらは既に実施している事業も含めまして、本計画に掲載の各事業につきましては、ニーズ調査も踏まえて目標事業量を設定しておりますが、今後の施策の推進状況ですとかニーズの変化などによりまして、必要に応じ見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上で、子ども・子育て支援事業計画の策定についてご報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これは、概要、事業計画、わかりました。とにかく母子手帳をもらって、それからある程度11歳なら11歳までのそれはわかりますけれども、私はこれはこれでそのとおりなんだけれども、どうしたら若い人たちが結婚して、どうしたら妊娠して、どうやったらいいんだか、それをもう少し真剣に大槌町が考えていかなければ、できたものをやるのはこれは当たり前な話なんだけれども、それ以前にどうやったら結婚させるか、若い人たちはどういうふうにするかという婚活だ。それをこれからどういうふうに考えていけるのか、いこうとするのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 出会いから結婚、それから出産、子育てというところにつきまして、現状でも実施している子育て支援策というものもありますけれども、午前中の答弁でも一部申し上げましたが、人口問題アクションプランの中でも子育て支援策を掲

げておまして、また今後作成していく地方創生の大槌町の総合戦略の中でも子育て支援というものの充実を図ってまいるといふことで考えております。

具体的には、今回予算としましては3月補正の中で結婚、出産、子育ての充実を図る事業を盛り込んでいるところでございまして、そういったところの充実を図って、大槌町としてその魅力あるまちづくりというものにつなげていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 民生部長、午前中にも安渡保育所の問題やらいろんな部分でこの中に地域における子育て支援、その中で部長は民生ということで、安渡保育所の先頭に立つものだと思っておりますが、部長自体、あれですか、例えば安渡保育所のそういうクリスマス会とかいろんな部分に対してご出席になられて、子供たちのそれこそいろんなお遊戯とかそういうものを部長になってから一度でも出席したことはありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 今年度、昨年4月以降につきまして、特別その行事というところでの出席をしたかどうかについて、当日の出席というのは特にしておりませんでした。その他での通常の日には保育所に行って、子供さんの様子を見たりということもございまして。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） そうですね。それならばそれでまずよしとしますけれども、本来であれば、子供の成長を見る過程において、親との関係、言うなれば、子供を保育所なりいろんなそういう施設に親たちは頼みますよと、そしてその中で言葉も言えなかった子供たちがだんだん言葉を言い、お遊戯もできるようになった。うちの孫も本当に最初は立ってばかりだったけれども、年々お遊戯にかたよるようになったとか、そういう中において、部長という立場の方がそういうところに顔を出してどうもという一言の言葉で、大槌町の部長さんが来ているという話の中で、親密さが増すと思っております。例えば本当に今回の事例に関しても、そういう部分に対して議会も最初にその言葉を知らなかったという部分もあります。そういう部分に対して、今後そういう場所にも出席をなされるようにしたほうがよろしいと思うが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 子供さんの状況を、生活の様子を見るということもござい

ます。あともう一つ、私も一つ反省としてあるのが、先生方ともっと交流すればよかったなということも思っております。それはやっぱり小まめに園に足を運ぶことが必要だったと思っております。いろんな打ち合わせ等で行った際にといいことで先ほど園には行っていたということでお話はしたんですけれども、そういった行事も含めまして、もうちょっと園とも交流を深めるように考えたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 部長、お願いしますね。本当にそうしていただければ、また議員の方との、議員の方って私たちですか、私たちと話すときも、そんなに長い時間でなくてもいいんですよ。こういう方向にするとか、5分、10分のやつで言うておいても、内輪話でもやっぱり報告は必要だし、こういう方向に持っていきたいということでそれなりに考えておいてくださいという事前のものがあれば、「あっ、この前の話だ」ということで、いろんな強い言葉も出ないようになると思いますので、これからも、今、部長はやっていくということを行いましたので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 一般質問でもちょっと取り上げました人口問題に絡むことで、この計画書の39ページに、今この町に大変重要なことではないかなと思いますのは、まず若い人たちは仕事と子育ての両立の基盤ということで、これは大変重要なことでありますし、それから関係各課と早期発見、援助、それから虐待等々いろいろあります。この中で保健福祉課が担当することになっておりますけれども、この災害の中でかなり大変な作業だと思います。それで、保健福祉課の現在の人数と、あとこれをするために必要な人数があるのではないかなと思いますが、その辺どうなのかなと思ってお聞きします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） この39ページに掲げております各取り組みにつきましては保健福祉課で、保健福祉課の中に班が2つありまして、児童福祉担当としましては地域福祉班になります。その中で、直接担当しているものにつきましては、要保護児童につきましては社会福祉士が1名おります。また、保育所にかかわって、兼務している部分もありますが3名職員が対応しているところでございます。また、家庭訪問等も含めまして、保健福祉課内の健康推進班の保健師も同行訪問するなどして情報共有を図りながら対応しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今まさにこの町では親が仕事がちゃんとならない、そういう状況の中で子供たちの精神的な不安定、そういう面がかなり見られるような話も聞きました。そういう面で大変だと思います。できれば人数、もうちょっと見て歩けばいいと思いますけれども、あと教育委員会等とやっぱり連携を持ちながら、学校との関係なんかもやっていけばいいかなと思いますけれども、どうなのでしょう、その課同士の話は。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 保健福祉課と教育委員会、主に学務課と担当レベル、また課長レベルでも打ち合わせを不定期ですが行っております。いろいろ保育所と例えば幼稚園という、縦割りで考えれば別々の法律で設置されているものですが、それらの一体的な取り組みでありますとか、あと小学校に入ってからの子童と放課後子ども教室の関係でありますとか、そういった部分につきまして、この計画をつくる際にも学務課からも参加していただいて策定しておりますし、そういった連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 皆さん、大槌の人口をどうするかという部分で大変意見が活発に出されております。同じように、この中で保育所と幼稚園、この入所にかかわる隔たりが大きくあらわれているその原因は何かという部分がまず1点、質問です。

それから、この人口に歯どめをかけるには、通常のプランだけではもう間に合わない状況ではないのかなと。例えば大きく大槌に若い人たちに残ってもらうということを考えるのであれば、例えば子育てする上で一番将来を考えたときに親が考えるのは教育費というところにかかわってくると思うんですね。高校であつたり、または進学にかかわるところの学費の部分を大変心配される。そういったことを考えると、大槌町の占める所得の割合から考えると、4年制の大学に通わせたりするのは大変という現実があるわけですね。そういったところを含めて、制度の中で、例えば奨学金の貸付枠を大きくしてあって、例えば大槌町に戻ってきて就労を5年間以上やったら例えばそれは免除になりますよとかね。これは、よく県とか国でやられている部分もありますけれども、これを大槌独自のものを考えて、大槌に戻ってきて働きたくなる状況づくりというものをする必要性はあるのではないのかなと。戻ってくれば当然そこで生活が始まるわけですから、当然結婚というところにつながるという、その循環されるような形の制度をきちっとつくりたいと、なかなか大槌に若い人たちは残ってもらえないのではないのかなという気

がするんですが、その辺の考え方はないかどうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） ご質問の中の1点目にありました幼稚園の利用が定員を下回っている状況についてでございますが、今ご夫婦で共働きの世帯が多くなっているかと思えます。そうした中で、幼稚園はその共働き世帯でも利用しやすくなるような取り組みが重要だと思っております。例えば、預かり保育でありますとか、バスの送迎を充実させるなど、そうしたことで幼稚園のほうが利用しやすくなるような取り組みということにつきまして、幼稚園にもご検討いただけるように我々としてはご相談に応じたいと思っております。また、いずれは認定こども園ということも含めてご検討いただけるように情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） 奨学金の関係について私からお答えしたいと思います。

人口問題のアクションプランの中でもいろいろ議論があって、そういったことでアクションプランをつくったと。それで、これからは具体的にそれぞれの担当課がまずやることをやっていくという部分で教育委員会で考えられるのはそういった奨学金の部分かなというところがあります。奨学金の増額という話もあったんですが、いろいろこうやって奨学金を借り過ぎて、それによって奨学金破産しているみたいな報道もあったりするものですから、貸し過ぎる部分はどうかという部分はあるので、そこら辺は慎重に検討しなければならないかなとは思っています。

それから、あと町内に就職した場合とかそういった部分については、償還免除みたいな規定はやろうという考えではあります。ただ、具体的にはまだあれなんですけど、そういった部分で何年間なり帰ってきて、そうすれば町内に就職してこちらに定住するようであれば免除するという部分をそれは考えたいということではあります。特例枠かなんかでやってすれば、そうすればその帰ってくる意向のある方々の把握もできるかなということもありますので、そういったことを考えてやっていきたいなとは考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） まず、幼稚園の入園数が少ない部分では将来的に認定こども園という話もあるんですが、ただこの認定こども園にはいろいろ問題があったように伺っております。やっぱり、利用しやすい環境づくりというのが一番大事なのかなと。今の現状でいくと、保育所と違って時間外に預かるということが幼稚園のところではできて

いないのかなというところが大きいところかなと。今は、夫婦共働きで両方ともフルに一日仕事をしていると、幼稚園のお迎えに間に合わないというそういう現状があるのかなと、その辺がカバーできればいいのかなと私も思います。

それから、大槌の人口を考えると、若い人たちが戻ってきやすい環境づくりの中に、このプランの中にも大きな問題として住宅の問題が出ております。仮設の利用の仕方みたいな部分も書いてありますけれども、ただ仮設だけであるとしても維持管理のところにもまたコストがかかってしまうということで、またそれも問題になってくるだろうと。それを解決できるのは、今この復興の中でどれだけ住宅再建ができるかというところにもかかってくるだろうと私は思います。

今の災害公営住宅であればスペース的に限りがあるので、一旦若い人たちが出ていって帰ってくるときには、災害公営住宅の中ではスペースに限りがあるので戻ってきづらいという部分もあると思います。民間のアパートであれば家賃が高いと、そういう部分もあるでしょうから、含めて全体的なことを議論する必要があるのかなと思います。

それから、奨学金の制度については、高校あたりから始めてその金額、借り過ぎのところはもちろんあるかもしれませんが、その辺も含めてどうやったら無理なく借りられて返せるのか、または返さなくていい方法があるのかを考える必要があるのかなと私も考えるわけです。ぜひ、その辺も含めて、いかに大槌の人口を維持できるように再生できるかが鍵だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、要望で終わります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第3 報告第2号 「高齢者のための〇ごとプラン6」策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第2号「高齢者のための〇ごとプラン6」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、ご説明いたします。

お手元の参考資料①と右上に書いているものがございます。こちらをごらんくださいますようお願いいたします。

このたび、平成27年度から始まる大槌町老人福祉計画、第6期介護保険事業計画とし

まして、「高齢者のための〇ごとプラン6」を策定しましたので、ご報告いたします。

1、計画の構成からご説明いたします。

第1章「計画の策定にあたって」では、本計画は、大槌町東日本大震災津波復興計画の分野別計画として復興計画との整合性を図っていることや、介護保険法、老人福祉法に定める市町村が定めるべき計画であることを記載しております。

第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」では、現在の第5期計画期間中の実績などを記載しております。

第3章「計画の基本理念と施策等」では、計画期間内の各種事業や介護給付の見込みなどを記載し、計画期間内の介護保険料などを記載しております。

2の計画の主な指標ですが、人口と65歳以上の第1号被保険者数につきましては、復興計画と整合を図った推計としており、丸の3つ目、要介護認定者数は、3年間で54名増加すると見込んでおります。

丸の4つ目の標準給付費は、介護保険サービスを受けた方の自己負担を除いた給付費となりますが、本年度の推計値13億210万9,000円から平成29年度には13億8,287万4,000円と、8,000万円ほど伸びるものと見込んでおります。これに伴い、計画期間内の介護保険料の月額を5,492円と見込んでおり、現在の4,890円から12%の上昇となります。

3の第6期計画の特色ですが、①としまして、おおつち型地域包括システムの構築を目指すこと、②としまして、国の制度改正により要支援の方の訪問介護、通所介護を町で行う日常生活支援総合事業は、移行期間を活用しまして平成29年度からの開始とすること、③の在宅サービスの充実に向け、計画期間内に在宅の方の通所や資格サービス、訪問介護事業所などを組み合わせました小規模多機能型居宅介護事業所を平成29年度に1カ所整備すること、④としまして、福祉用具購入、住宅改修において利用者が一旦全額を支払わずに給付費を事業者を受領委任する制度を導入し、利用者の負担軽減を図ること、⑤としまして、所得に応じた保険料段階を現在の6段階から国が今回示す9段階とするほか、低所得者の負担軽減のため、国、県、町の公費を投入しまして、第1段階の方の負担割合を標準の0.5倍から0.45倍に下げる予定としております。これは国の予算成立後に政令が示されることになっておりまして、それを受けまして改めて介護保険条例の改正を議会でお諮りする予定でございます。

4の策定方法ですが、計画策定委員会での協議、パブリックコメントを踏まえて策定したところでございます。

続きまして、参考資料の②、プランの概要のA3版の資料をお開きいただきたいと思います。

一番上の基本理念ですが、高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現としております。

計画期間は、平成27年度から29年度までの3カ年です。

第1章では、全国の高齢化の進展と丸の3つ目で当町の高齢化率が既に33%となっている状況を記載しております。

第2章では、高齢者を取り巻く課題といたしまして、真ん中に箱で囲んだ部分でございますが、若年層を中心とした人口減少による急激な高齢化の進展、地域コミュニティーによる支援や社会参加機会の減少、ひきこもりなど生活不活発病リスクの増大、高齢者の住まいの確保、現在3カ所設置しておりますサポートセンターの機能確保、全国的な介護を担う人材の不足などを掲げております。

その右側には、現状といたしまして、平成24年度から26年度までの現計画期間中の事業実施状況を、地域支援事業と介護保険事業給付状況について記載しております。

一般の高齢者を対象とした地域支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心に事業を行っておりますが、それぞれの事業の認知度の向上に伴いまして実績が増加してございます。

右側のほうの介護保険事業給付状況につきましては、居宅の方が利用するサービスと地域密着型サービス、これは小規模多機能型の施設と認知症グループホームなどが当町にございますが、これらのサービスについては給付が増加し、施設サービスにつきましては相対的に減少の傾向となっております。

第3章では、3つの基本目標に沿って事業を記載しております。基本目標の1としまして、健康な生活を送るための事業推進、基本目標2としまして、おおつち型包括ケアシステムの推進、基本目標の3としまして、介護保険制度の適切な運営としております。それぞれの事業につきまして、計画期間内の実施見込みを掲載し、介護保険事業につきましては、3年間の事業費の見込みをもとにしまして必要となる保険料を記載しております。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして、参考資料の③をごらんいただきたいと思います。

こちらは、第6期の介護保険料につきまして、第5期と比較してお示ししているもの

でございます。左側が第5期の保険料で、基準となります月額保険料は第4段階の月額4,890円となっております。右側が第6期の保険料でございます。6段階から9段階への多段階化によりまして、基準となりますのは第5段階の月額5,492円となります。また、月額保険料の欄の左側に負担割合という欄がございますが、この割合につきましても国の基準どおりとしておりまして、第1段階の方につきましては標準に対して0.5倍、これにつきましては、公費の投入によりまして実際には括弧書きの0.45倍の負担となります。第9段階の合計所得金額が290万円以上の方につきましては、負担割合を1.7倍としております。実際の保険料の負担の上昇額はこの表の右から2列目に記載しておりますが、第9段階の方であれば月額1,998円、第1段階の方につきましては月額30円の上昇となります。

高齢者のための〇ごとプラン6の策定についてのご報告は以上でございますが、介護保険料並びに日常生活支援総合事業の開始時期につきましては、本定例会におきまして関係条例の一部改正案としましてご提案しております。この〇ごとプラン6につきましても、これら条例改正のご審議の後に公表をする予定としておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 当町では、津波によって土地を離れなければならない方がいるわけですし、そこの例えば新町、須賀町等は町で買い上げて防災集団移転させるということだと思うんですが、買い上げた場合、それは減免対応になるんですか、この介護保険料は。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓丞君） 私からお答えさせていただきます。

介護保険料につきましては、土地の売買によります収入も保険料算定の基準に算定されます。また、ご本人が土地名義人でない場合等もあるかと思うんですけれども、そうした場合でも、世帯として町民税の課税ですとか非課税の状況、これによって介護保険料の段階、これが区分されてくるという形になってまいります。具体的には、町が行う事業の中においては、当然用地部門等と協力いたしまして、土地売買に当たっては介護保険料等への影響もあるという形でご説明はさせていただいているところでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） これは、やむを得ず離れなければならない町民がいるわけですね。

例えば高齢者でひとり暮らしでうちが流されてそこからと。そして、今まで払ったことのないお金を、もう多分290万円以上になっているというと相当な金額、今まで払ったことがないのを払わされると。実際もう自宅を再建したり、今後の生活を考えていろいろ積み立てたりしているとは思うんですけども、町で半強制的に買い上げてそれにすぐ税金をかけるという、そういう不満の声も出ていました。ただ、これは制度上、法律上、ちょっと整備されていないような、ですよ、介護保険料は。減免とかそういうのは示されていませんでしたか、国で。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） ただいまこのようなケースの場合の減免につきましては、特段国から制度化はされてきておりません。ただ、少なくとも岩手県内の特に沿岸部では同じような状況がございますので、岩手県でも問題視しているところであるという認識はございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 高齢者ということで、これはそういう土地の関係とかというものでなく、これは民生部長ね、けさそれこそ民生部長のほうの受付に車椅子の方が来ておりました、相談に。そうしたら、その担当の女の子が机の前でなくちゃんと回ってきて、その車椅子の脇に膝をおろすような形で目の高さで話しかけて、こういうんですよということをちらっと見てきたんですよ。やっぱり、これは部長の指導、いろんな介護とかそういうものの仕方というのをこの人はわかっているんだと、ほほ笑ましかったです、嬉しかったです、逆に。やっぱりこういう場合、被災地でなくてもそういうことをするのが当たり前ということの中に、実際に目の前で見て、私、エレベーターに乗るときしばらくそれを見ながら来ましたが、今後もそういうような形で町民に優しくしていただければ、町民も喜んで入ると思います。これはいい話ということで、そのまま聞いていただければと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 阿部俊作さんの関連ではないんですが、私も一般質問で9月に一時所得の課税については質問しましたし、本当であれば国とか県がそれで優しく対応してもらえればいいんですけども、今その通知も出ていないし、一時所得として課税されるということはもう今やむを得ないのかなと。やむを得ないわけではないんですが、そのとおりだと了解しております。

もう一つだけ確認、27年の4月から障害者年金等も所得に見られるというふうな、一部で聞いたことがあるんですけども、あえて確認しますけれども、今まで高齢者の年金等が所得とみなされてこなかったものが27年4月の給付分から所得とみなされる年金についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 現在のところ、所得と見込まれていない年金等の扱いが若干変更になってまいります。その具体的な内容といたしましては、施設に入所されている方には食費ですとか居住費、その補填という給付がございますけれども、その所得の中にこれまでの非課税年金といいますか、それが算定されてくるというような形で制度が変わってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） だから、その非課税年金だったものの種類、障害年金とか恩給だとかいろんな年金がありますけれども、障害年金はなるけれども恩給はならないとかなったとかという議論でしか私はちょっと承知していなかったのです。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 失礼いたしました。遺族年金、障害年金というところが挙げられているところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 結局、負担の話になるんですけども、今まで非課税年金としたものも、この4月から制度改正で課税になるという話です。これが実際利用料にはね返るのが、27年の確定申告をして28年から適用になるものなのか、年金額はもう決まっているので、いつからの利用料に町の場合変更していくという予定、もしあればお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） こちらは、国で示されておまして、ことしの7月からという形になります。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。



日程第4 報告第3号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第3号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次のページの専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、その他町道小松野前短線（小松野橋）橋梁補修工事。

2、契約の相手方、岩手県花巻市東和町安俵2-11、株式会社大久保建設、代表取締役、大久保憲一です。

今回変更した専決処分の内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5,810万4,000円を188万1,360円増額して、5,998万5,360円に変更いたしました。

専決処分した日は、平成27年2月18日でございます。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、現場精算の結果、橋梁塗装工、アスファルト舗装工の数量の変更と伸縮継ぎ手工の構造変更により工事請負金額が増加したものであります。

工事内容の変更は、橋梁塗装工、当初980平方メートルが992平方メートルに、12平方メートルの増、伸縮継ぎ手工の数量は変更なく、規格を上げたことによる構造の変更でございます。地覆工、橋梁用高欄工の数量の増減はありません。アスファルト舗装工、当初401平方メートルが473平方メートルに、8平方メートルの減。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたしました。



日程第5 議案第3号 大槌町特定個人情報保護条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第3号大槌町特定個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案書をご準備願います。

本条例は、個人番号、いわゆるマイナンバーを含む個人情報である特定個人情報についての適正な取り扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、町が保有する特定個人

情報についての開示、訂正及び利用停止を請求する権利について定め、個人の権利利益の保護を図ることを目的に制定するものであります。

目次において、第1章、総則から第4章、補則までの章立てとなっております。また、第3章、開示、訂正及び利用停止については、第1節、開示から第4節、不服申立てで構成されております。

以下、条文が多数に及びますので、章及び節ごとにご説明申し上げます。

第1章、総則では、第1条において本条例制定の目的を規定し、第2条において用語の定義を規定するものであります。

第2章、特定個人情報の取扱いは、特定個人情報の収集、保有、安全確保措置、目的外利用の制限、外部提供の制限等についての規定を設定するものであります。具体的には、第3条において、番号法第19条特定個人情報の提供の制限、各号に掲げる場合に、特定個人情報の収集、保管が可能となる旨を規定しております。

第4条及び第5条においては、特定個人情報を保有する際に、目的をできる限り特定すべきこと等について規定しております。

第6条においては、特定個人情報の正確性の確保等について規定しております。

第7条においては、特定個人情報の安全確保措置について規定しております。

第8条においては、従事者の義務について規定しております。

第9条においては、特定個人情報の目的外利用を原則禁止する旨規定しております。

第10条においては、番号法第19条各号に掲げる場合に、特定個人情報が提供可能となる旨定めるものであります。

第2章の規定は、マイナンバー制度の基礎をなす重要な部分となっております。

第3章は、開示、訂正及び利用停止の請求について規定するものであります。

第1節では、特定個人情報の開示請求について定めるものであり、何人も町の実施機関が保有するみずからの特定個人情報の開示を求めることができる旨規定するものであります。具体的には、第11条以下で開示請求者についての規定、請求手続に係る規定、開示・非開示事由についての規定、開示の範囲に係る規定、手続期限に係る規定、事案の移送等についての規定を設けるものであります。

第2節では、訂正請求について定めるものであり、何人も町の実施機関が保有するみずからの特定個人情報が事実でないと思われる場合に訂正を請求することができる旨規定するものであります。具体的には、第24条以下で訂正請求権に係る規定、請求手続に

係る規定、訂正決定に係る規定、手続期限に係る規定、事案の移送についての規定等定めるものであります。

第3節では、利用停止請求について定めるものであり、何人も町の実施機関が保有するみずからの特定個人情報について一定の事由が存在すると思われる場合に利用停止を請求できる旨規定するものであります。具体的には、第32条以下で請求を行うことができる事由に係る規定、手続に係る規定、利用停止決定に係る規定、利用停止義務が生ずる場合の規定、手続期限に係る規定等を定めるものであります。

第4節では、開示、訂正、利用停止請求に対する処分に係る不服申立てについて、裁決は決定を行う場合に原則として審査会への諮問を行わなければならない旨を規定するほか、諮問にかかる手続について規定するものであります。

第4章は、大槌町個人情報保護条例の適用除外についての規定、開示請求等をしようとする者に対する情報提供についての規定、定め、迅速かつ適切な苦情処理に係る努力義務等について規定するものであります。

なお、この条例の施行日は、番号法の施行日平成27年10月を予定しているものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 済みません、私、家畜のような管理は嫌なので反対したいんですけども、これをつくらなかったらどうなるのかということをお聞きします。

それから、32条利用停止、この中にはいろいろ書いてありますけれども、なかなか自分で証明するというのも難しいような内容なんですけど、こういうのは一体利用の目的以外というか、必要な範囲を超えて保有されているときというのは、個人的にはどのような形で見ることができるのか、2点。

それから、41条、大槌町個人情報保護条例、それからこの規定は実施機関におけることになって、適用しないということなんですけれども、この辺ちょっと説明してください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 実際にはもうマイナンバー制度は進んでおります。各市町村がそれに向けての準備をするということになりますので、条例はやはり法律が施行されればそれに向かって制定しなければなりませんので、市町村とすればしっかりと条例を制定していく必要があるだろうと思います。

また、目的についてですが、先ほど目的外ということになります、目的以外に使ってはならないということになりますので、各情報についてはしっかりと内部での精査をしたりしていく必要があるだろうと思います。

また、41条についてはちょっと書類がございませんので、後で調べて報告をいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

今、この保護条例、これがもし他人に悪用された場合とか、その場合に罰則等の適用は、あと管理はどこでやっていて、管理する者の責任も問われるのか問われないのかお聞きします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回もマイナンバー制については、アメリカとか韓国とかとはまた違い、顔写真がつくということで、余り他に利用ができないのではないかと、制限などができますので、そういうことは余りないのではないのかなということがあります。

また、罰則規定については、この条例の中ではうたっていませんが、大槌町の個人情報の中でうたっております。また、その部分についてはちょっと情報がないので、後で報告いたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） これに入れられる個人情報というのはどんなものですか。具体的にお願ひします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 生年月日、あとは性別等でございます。あとはその部分には入っておりませんので、住所を含めて、あとは番号がつきますので、番号という形で管理することになります。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） この間、全協でちょっと説明を受けたわけですが、本年の10月に通知が行政から発送されて、自分で申請してマイナンバーを得るというそういうお話がありましたが、例えばこの法律の趣旨に賛同できないという場合に、行政としてどのように対応するのか。

あと、この法律が国と地方公共団体の情報連携が2017年7月からスタートするという

ことですが、今後の実務課題をどのように捉えているか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 実際にはもうそのカードが出ていて、紙ベースですけれども、この10月から、そして28年1月からは実際顔写真ができるという形になります。ですから、自分が申請をしない限りはそれを使えないという状況がありますけれども、全体として国から社会保障、社会保障の中でも年金分野、あとは労働分野、雇用保険とか、そのほか福祉関係でもこの番号を請求されるということになりますので、それを請求されないと自分が書けないということになれば、その手続きができない状況になるのではないかなと思います。

また、今危惧されているということになれば、やはり全体としておこなっているということが実はありまして、言われています。ただし、大槌町とすればクラウド化されておりますので、システム的にはもう何も問題なく移行できるだろうと思います。ただ、全体として29年からこの制度が施行されるということになるんですが、これは全国一斉に始まるわけですけれども、それぞれの市町村がしっかりとそういうことを構築しておかないと、お互いに利用ができなくなってしまう。そのカードを持って例えば青森に行こうが東京に行こうが使えるということになっているんですが、制度がしっかりと運用できないと、実際にはそれは絵に描いた餅になる可能性もないわけではないですので、全国的にこの制度をしっかりとその時期に合わせて構築していく必要があるだろうなど、こういうことを考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） わかりました。

例えばクレジットカードを紛失とか漏えいというそういうことがあります。その場合、例えばクレジットカードの場合、暗証番号とかを変更すれば問題が解決することもあります。このマイナンバー制度で例えばそういう漏えいとか紛失した場合、変更したことで問題は解決するのか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） やはりそういうことで、そのカードが第三者に渡ってしまうということがすごく不安だということがあるかと思いますが、個人番号カードには顔写真が入っているということになりますので、ICカード等の利用にはそれに暗証番号が必要だということになります。顔と暗証番号が必要だということになりますので、それ

を持って直ちに悪用されることはないのではないかなどこう考えております。ただし、あとやはり個人番号が漏えいしてしまうというようなこともありますので、そういう不正も考えられます。そのためにもやはりそういうことが認められた場合には、本人からの請求または職権によって、個人番号を変更が可能だということになっております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今、総務部長、例えばシステムが始まって、例えば番号を受け取りますと。例えばそれがどこの県に行ってもという話になれば、1つの番号というのは全国的に有効、例えば大槌の01番は釜石の01番ではないよと。それは、01番というのは全国的に1人だけの01番という考えでよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 小松議員の言われたとおりです。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第3号大槌町特定個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第4号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 条例の本文をごらんください。

第1条、この条例の目的であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定する、これを目的としております。

第2条、職務専念義務が免除されるケースを限定列挙しております。これは、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合及び教育委員会規則で定める場合

としております。

本条例は、平成27年7月1日から施行いたしますが、施行日以降、現教育長が在職している間はこの条例の適用はないものとしております。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第4号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって影響する条例3つを集めたもので、全6条から成るものであります。

第1条、大槌町議会委員会条例の一部改正、第19条中、「教育委員会の委員長」を「教育長」に改正するものであります。

第2条、大槌町総合開発審議会条例の一部改正、第3条第1項第1号中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会から推薦を受けた教育委員」に改正するものであります。

第3条、大槌町公益通報者保護条例の一部改正、第2条第1号中、「（教育長を除く。）」を削り、「教育長」を加えるものであります。

第4条、大槌町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第2条に「教育長」を加えるも

のであります。

第5条、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正、題名を「町長、副町長及び教育長の給与に関する条例」に変更するものであります。第1条に「教育長」を加えるものであります。第2条に教育長の給与月額50万2,000円の規定を加えるものであります。

第6条、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正、第1条に「教育長」を加えるものであります。

本条例は、平成27年4月1日から施行いたしますが、施行日以降、現教育長が在職している間はこの条例の適用はないものとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 教育委員会の委員長から教育長ということになったわけなんです。この教育委員会の組織の中での出席説明については、教育委員長はもう出なくてもいいということになるわけなんです。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） 今回の制度改正で、教育長と委員長が新しく教育長に一本化されるということで、委員長の職はなくなりますので、出席することはないということになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第5号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第6号 大槌町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第6号大槌町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお開きください。

目次において、第4章、行政指導の条文「第34条」までを「第34条の2」までとするものであります。

また、第4章の次に、「第4章の2、処分等の求め（第34条の3）」を追加するものであります。

第2条、第3条、第4条、第13条、第14条、第15条、第22条及び第28条については、行政手続法の改正に合わせて、条文中の「名あて人」を漢字表記に改めるものであります。

第4条の2については、「規則等で」の文言を削除することで、条文の規定内容の明確化を図るものであります。

第33条第2項については、行政指導を行う場合に、権限を行使する旨を示すときは、相手方に対して当該権限の根拠法令や当該権限の行使が該当条項に規定する要件に適合する理由等を示さなければならない旨を新たに追加するものであります。

第34条の2については、行政指導の相手方において、行政指導が法令の規定に適合しないと思われる場合、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる旨及びその手続について新たに規定するものであります。

新たに追加される第4章の2の第34条の3については、何人も、法令に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき処分または行政指導がなされていると思われる場合、当該処分または行政指導について町の機関等に求めることができる旨及びその手続について新たに規定するものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論を終結いたします。

これより議案第6号大槌町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時17分

○

再 開

午後2時30分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

先ほどの報告議案の答弁で、訂正と補充答弁がありますので、よろしくお願ひします。
長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 申しわけございません。先ほどの芳賀議員のお問い合わせの中で、非課税年金のご質問がございました。その中で27年7月とお答えいたしましたけれども、28年8月の予定でございます。訂正させていただきます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第3号の大槌町特定個人情報保護条例の制定について、阿部議員からご質問があった件について、2点についてお答えいたします。

まず、第41条の適用除外ですけれども、これはどこまでも特定個人情報に限ってはこの法律ですと。それを除く部分については、大槌町個人情報保護条例の部分になります。普通条例と特別条例という位置づけになりまして、そういうことでの適用除外ということをご理解をいただきたいと思ひます。

また、他人が利用した場合の罰則ということですが、基本的には番号法の中で罰則規定は設けられております。特に第67条においては、もし私たちが情報提供した場合の罰則として、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金というような形で明記されているということになります。ただし、個人情報保護条例の中では一般法になりますので、その個人情報以外の部分でそういう部分があった場合には罰則規定もきちんと設けておきまして、職員がもしそういう形で情報を狙った場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金というようなことで罰金規定というんですか、過料、その罰則規定が設けられるということになります。

以上で報告申し上げます。

○

日程第9 議案第7号 大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第7号大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお願いいたします。

条例の題名については、「公文書公開条例」から、全国的に一般的となっている「情報公開条例」に改めるものであります。

第13条、従前の「大槌町公文書公開審査会」について、町における情報公開と個人情報保護に関し、より横断的、統一的、効率的に審査、審議を行う機関であることを明確化するため、「大槌町情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものであります。これに伴って、第12条においても審査会の名称を改めております。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第7号大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第8号 大槌町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第8号大槌町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお願いいたします。

第1条については、町の機関が保有する適正な取り扱いが要請される個人情報、町民に限定されるものでないことから、目的規定から「町民が有することを」の文言を削除するものであります。

第2条については、議案第7号の改正に伴い、「大槌町公文書公開条例」の題名を議案第7号による改正後の「大槌町情報公開条例」に改めるものであります。

第5条第1項第7号については、「大槌町公文書公開審査会」を議案第7号による改

正後の大槌町情報公開条例の規定によって置かれる「大槌町情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものであります。

第5条第4項については、個人情報のより適正な取り扱いを図る目的で、個人情報を取得する際の利用目的の明示について規定するものであります。

第6条第2項第4号については、従前事務遂行に必要な限度でかつその利用に相当の理由がある場合であれば、個人情報の提供が可能とされていた「実施機関以外の者」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、個人情報取り扱いの厳格化を図るものであります。

第7条第2項については、個人情報の電子通信回路による結合を行うオンライン結合について、法によって導入されるマイナンバー制度が、そもそも国や他の地方公共団体と同様の仕組みを前提としていること及び他の自治体等においても個人情報保護措置がとられているにもかかわらず、あえて審査会への諮問を行う意味が乏しいことから、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人を相手方とする場合には、オンライン結合に当たっての審査会の諮問を不要とするものであります。

第12条第1項第3号は、開示請求者の記載事項の詳細化を図るものであります。

第13条については、開示請求に係る非開示事由について整理を行うものであります。

第14条、第15条については、改正に伴う引用条例の整理及び条文表現の整理を行うものであります。

第17条については、開示請求に係る手続規定の整理を行うものであります。

第18条については、まさに行う引用条例の整理及び条文表現の整理を行うものであります。

第20条については、開示請求に係る手続規定の整理を行うものであります。

第22条及び第23条については、まさに行う引用条例の整理及び条文表現の整理を行うものであります。

第24条については、開示請求において、写しの交付を求める場合の経済的困窮者への減免を認める旨新たに追加するものであります。

第29条及び第37条につきましては、改正に伴う引用条例の整理及び条文表現の整理を行うものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） 第7条のところに、実施機関はオンラインに結合するということ
で、これは今までは審査会への意見を聞かなければ見られないのが、国、独立行政法人
等々は別にもう見放題ということになるわけですか。
- 議長（阿部六平君） 総務部長。
- 総務部長（平野公三君） はい。今のオンライン結合ということになりますので、きち
んとその実施機関、今定めております国とか独立法人についてはしっかりとセキュリテ
ィーが図られるということで、改めての審査を行わないという規定であります。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） これを見るための例えば許可とか、その町に連絡とかという
のは、本当は今まではあったと思うんですが、これからはもうインターネット、それこ
そ簡単に見られるということになるわけですね。どうですか。
- 議長（阿部六平君） 総務部長。
- 総務部長（平野公三君） インターネットを通じては、他団体との常時の個人情報のや
りとりができると、法律の枠の中でということになります。
- 議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「討論」の声あり）反対討論ですか。どうぞ。
- 5番（阿部俊作君） 今、個人情報保護という観点の中で、パソコンとかインター
ネットは結構世界各地から見られる状況、どんな状況になってもそういう状況でありま
す。しかも、これは全然開示の許可なく自由に見られる、そしてまた地方公共団体の名
前を語れば誰でも見られる、そういう状況にあると思いますので、ここの部分について
は私は削除してほしい、そういう思いで反対いたします。
- 議長（阿部六平君） 賛成討論はありませんか。野崎重太君。
- 12番（野崎重太君） 議席の前、後ろで賛成、反対になってくると、昔の阿部祐吉さん
を思い出しますが、いろいろ考え方はあると思います。我々はこの3.11というと
んでもない大震災を受けまして、一つのこの大槌町内でも各診療所、病院、例えば私で
すけれども、植田医院なら植田医院にかかっている、そしてそこにカルテがあって、い
ろんな病気をもちながらいろんな薬をもらっているという、そういうときがあるんです。
ところが、実際的に、これは例ですよ、あくまでも植田医院というのは、植田医院は全
てを流したという、そうなったときに、その年寄りの野崎重太が何の薬を飲んでいたか

わからない場合がある。そういうときには、国保の場合は盛岡のセンターがあって、全部個人が載っているんですよ。野崎重太が血圧の何の薬を飲んでいるか、糖尿病の何の薬を飲んでいるか。本来ならばそういう情報は開示できないんですけども、この前の大震災では、さまざまな年寄りの人たちが薬がなくて何を飲んでいるかわからないというそういう状況下にあったのに、当時の担当の人がそれを開示したんです。野崎重太は何の薬を飲んでますよ、血圧ですよ、糖尿病ですよと。それによって、たくさんの人たちが命が助かりながら薬をもらったという経過があります。もちろんそれは大震災の後ですけども、今ここにさまざま個人情報なんかでも出ていますけれども、あるいはこういう開示があっても私は当然だと思っていますので、できるものならばよりよい二度とそういう災害が起きないようなもののためにも、この個人情報は賛成したいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第8号大槌町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴って教育委員長職が廃止されることに伴い、別表中の教育委員会の委員の項、「委員長」の欄を削った上で、別表全体を整理するものであります。

別表の整理に当たっては、日額報酬3,000円の職は全てその他の条例等に基づき設置さ

れた委員会等の委員及びこれに準ずる職の中で整理することとし、これらの職名を別表から削るものであります。

本条例は、平成27年4月1日から施行いたしますが、教育委員会の委員の項の改正規定は、教育長が在職している間はこの条例の適用はないものとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第10号 大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第10号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお開き願います。

第6条は、第2項第3号を削り、第3項を加えるものであります。具体的には、特別急行列車等の座席指定料金は、片道200キロメートル以上のものに該当する場合に支給しておりましたが、片道200キロメートル未満、例とすれば仙台までの座席指定のみで編成する特別急行列車はやぶさ等に乗車しないと用務に支障が生じる場合には、例外的にこれを認めようとするものであります。

次に、旅費に関する特例を定めた第15条の改正であります。

まず、第1項に「教育長」を加えるものであります。

次に、第5項を新たに加えたものです。これは、用務先から宿泊場所を指定された場合において、その料金の額が別表に規定する宿泊料、県内では9,500円、県外では1万2,000円の額を超えるときは、当該料金を宿泊料として支払うことができる規定を設けた

ものであります。ただし、宿泊料を超えて支払うことのできる額は、規定する額の100分の50を乗じて得た額、県内においては1万4,250円以下、県外においては1万8,000円以下としたものです。

本条例は、平成27年4月1日から施行いたしますが、第15条第1項の教育長を加える改正規定は、現教育長が在職している間はこの条例の適用はないものとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第11号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第11号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 新旧対照表をお願いいたします。

第5条、行政手続条例の適用除外については、大槌町行政手続条例の一部改正に伴い、規定に項ずれが生じたことから、「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」とするものであります。

第69条、固定資産税の減免については、地方税法を根拠として、東日本大震災に係る津波等による土地及び家屋の固定資産税課税免除等の特例措置を行ってまいりましたが、本年度で終了することから、引き続き固定資産税の減免に関して職権で減免できるよう、第2項に「ただし、前項第5号の固定資産について、町長が固定資産税を減免すべき事由があることが明らかであり、かつ、別に定める場合は、職権で減免することができる。」を追加するものであります。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第12号 大槌町立保育所設置条例の全部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第12号大槌町立保育所設置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、ご説明申し上げます。

現行の大槌町立保育所設置条例は、保育所を設置するという規定と名称、所在地等の規定のみを定めたものとなっております。今般、子ども・子育て支援法等の施行によりまして児童福祉法の改正が行われ、これまで児童福祉法に規定されておりました保育所の保育料の徴収根拠が法からなくなり、公立保育所の保育料につきましては市町村条例により徴収根拠を規定することが必要となりました。これが、今回の全部改正をする改正の主なポイントでございます。

まず、第1条は設置について、第2条は名称、位置について規定しております。

第3条は、子ども・子育て支援新制度に基づく保育所の入所資格を定めるものでございます。第1号は保育の必要性の認定を受けた満3歳以上の児童、第2号は同じく保育の必要性の認定を受けました満3歳未満の児童、第3号は幼稚園の認定を受けた満3歳以上の児童で、幼稚園の定員超過等によりまして教育を受けることができず、保育所で保育をする必要性がある児童という規定となっております。

第4条は、新制度におきましては、町が入所を承認した保育所と保護者が利用契約を締結するという手続を踏むこととなりますので、これを根拠として条例で規定するものでございます。

第5条は、入所資格を有しなくなったとき等の入所承認の取り消しについて規定して

おります。

第6条は保育所の休所の日、第7条は感染症の発生など保育を停止することができる場合を規定しております。

第8条は、冒頭ご説明申し上げました、これまで児童福祉法に規定されておりました保育料の徴収根拠を条例で規定するものでございます。第2項では、保育料の額の算定の考え方を規定しております。

本条は、附則第1条におきまして、平成27年4月1日からの施行としております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） これには反対しません。この入所者資格のところではちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、以前は、入所書類等も枚数的にも少なかったようなところを記憶しています。このごろこの入所書類が結構ふえてきているのかなというところがちょっと感じられているわけなんですけれども、そこら辺をちょっとどうなっているのか教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 27年度から子ども・子育て支援新制度になりまして、子供の保育所入所あるいは幼稚園への入園、それにつきまして認定を行うという作業が必要となっております。そのため、この第3条の1号に規定しておりますのは満3歳以上で、今までですと普通に保育所入所という形になります。これは、条例上は第1号ですけれども、法律上では2号認定子供という形になります。そのような形で保育所、あるいは本来は幼稚園に入れるのですけれども、幼稚園が定員超過で入れない方の保育所の保育が必要というようなこういった入所資格を定めなければならないということになりましたので、それに伴いまして入園に必要な書類について若干お手順を煩わせているかと思いますが、ご理解いただければと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

そこで、その1枚の用紙を見たとき、民生児童委員さんからの確認署名捺印という欄がありますよね。今回、こういうふうに仮設住宅とか、さまざまところに入居している方々が例えばどこの地区の民生委員さんは誰それだという照会はやると思うんですけれども、ちょっとそこら辺の民生児童委員さんの確認のところを、誰が見ても入らな

ければいけないのであれば、そこら辺、どうなんですか。それは根拠として、民生児童委員さんの確認署名印というのはもうこれは法律かなんかでちゃんと決まっているからなんですよね。済みません、確認です。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 書類上、全ての方に必須で必要なのかというところ、ちょっと確認した上で後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） この保育所事業そのものには云々かんぬんというということはないんですけども、今からそれこそ何年か前には大槌町の長も行政改革ということであるんな人件費、かかるよ、大変だよ、これからそれこそ大槌町の財政が物すごく負担が多いということで、民間委託という言葉を使いながらやってきました。正直言いまして、吉里吉里地区には堤さんと吉里吉里保育園2つがある。同じ地域に2つもあって大丈夫かなというそういう考え方から、もしできるものならば安渡の町立をどちらかさんのほうに委託してやったほうがいいのではないかとそういう考え方もありながら今まで、そしてこの津波があったんですけども、もちろん安渡に保育所があったほうがいいですよ。その中の限定で私は物を言うんですけどもね。

そういう改革しようとしてきたときに、今、先ほど担当課は、民間委託の話もしているけれども、町長は町立でやりたいというようなそういう声も聞こえる。そして、保育士もそれこそ募集しなければいけないという、何かこの我々が聞いてどっちがどっちなのか、町長は町長の考え方でやるだろうし、担当課は担当課だろうし、これからの大槌町を真剣に考えたときに果たしてどっちがいいのかなという、この今の復興の財政だけでやっているうちはあらが見えないですけども、平時に落ちついたときにさまざまなこれから三鉄、いろんな負担金がふえる中で、この保育所の事業がそれこそ本採用の職員がいてその人件費が云々かんぬんと、それこそなくして民間委託となった経過があるものだから、その辺のところの何だか言葉がその場その場でうまくやるのではないかなというそういう思いがします。

長い年月を考えたときに、私はあえて、どこでやろうと民間委託なら民間委託で進んでいったほうがこれからはいいのではないかなとそういうふうに思いますけれども、当時から安渡保育所と町立保育所と民間でやると、いろんな遊戯から先生がもう年をとっているのと若いのと、いろんな指導方針から違ってくるように見受けられるときがさま

ざまありました。だから、その辺のところを、これから新しくすればそれなりにやると思うんですけども、その辺のアンバランスがこれからどういうふうな、今後の大槌町を考えたときにどうやっていけるのかなという。さっき、担当部の部長さんは、民間も考えている話をしましたけれどもね。その辺のところを真剣に考えてやっていかないと、これからさまざまなことが起きますから、その辺のところを総花的な話ではなく真剣にある程度の犠牲もこうむりながらやっていくという私は考え方も必要ではなかろうかなというそういう思いを持っています。我々ももちろん浪板から金沢から全部、それこそこの間は小鎚もなくなりましたけれども、もちろんそれは少子化ですけれども、そういうことの中での話ですからね。もちろん安渡はこれからいろんな工場ができれば、それに子供を連れた若い人たちがお母さんたちが来て預けるといいうような利点もあるかと思えますけれども、その辺のところをちゃんとした精査をしながら、この保育所運営をやってもらいたいと思えますがいかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今、人口減少、高齢社会、そして持続可能なまちづくり、そして復興後の財政状況等も勘案しながらこれからの行財政運営をしていかなければならないということについては当然のことでありまして、野崎議員の言うとおりであります。

これからのこの保育所行政につきましては、人口減少という視点からはやはりこれからも手厚くしていかなければならないことは基本であろうかと思えます。しかしながら、一方では財政状況もあるということからすると、安渡地区等については、安渡地区の皆さんが大変望んで要望されております。したがって、現在の安渡保育所については、仮設が小学校が移る時点まではこれは続けなければならないと思えます。そして、復興後の安渡保育所については、これから水産加工業者等もかなりふえてまいります。そうした中で、事業所保育がいいのか、民営がいいのか、公設がいいのかどうか、この辺についてはしっかり保育所再編計画を皆さんのご意見を踏まえながら対応していかなければならない、そのように思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 私も長い間議員をしているといろんなことを知ってしまうものだから、そのたびごとにこう言いたくないんだけども、なるべくなら一つの方向性を見出したときにはそういうふうに、例えばそのとき反対しても、そう決まった場合はそうしていくんだけども、その辺のところを考えながら見たときに、何かこう首長が変わ

るたびにぐらぐら変わっていくなど。首長もその時々です。町長がそれこそ基金を残して一生懸命金をためる町長もあれば、それを次の代の町長が使うという、それが上手にできているから今までは何とかやってきましたけれども、これからの復興が終わって平時になったときにこれだけの大槌町の人口減をやれるかやれないか、そうでなくてもさまざまな負担金が出てくるという、そのときの余計な、年寄りだから心配だと言われればそれまでだけれども、それが大槌町が子供たちもふえて、人口もふえて、企業も男性方もふえる、企業も来る、そうなったときには私は何も言いませんけれどもね。何かこれから見れば、それこそ仮設住宅からどうのこうの、もう大槌には帰ってこないんだとか何か寂しい話ばかり聞こえるものだから、果たして我々が終わった時代のときに大槌町があるのかな、その存続がどうなのかなというそういう思いから、余計な心配だと言われればそれまでですけれども、そういうことを考えながらこれからのさまざまな負担金等もかみ合わせながらよりよい、子供のこの保育所には反対ではないですよ、やっていければなどそういう思いで今質問したわけです。答弁は要りません。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 済みません。先ほどの訂正をさせていただきます。先ほど、「民生児童委員」という表現の仕方をしましたけれども、「民生委員」ということで訂正のほどお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第12号大槌町立保育所設置条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第13号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第13号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 新旧対照表をお開き願います。

第2条、保険料率は、保険料率を定める期間を第6期介護保険事業計画期間である「平成27年度から平成29年度」までに改正するものであります。

また、介護保険法施行令第38条第1項によりまして、各所得の区分が定められており、現在は第1号から第6号までの6区分の保険料率を規定しておりますが、所得に応じた保険料負担を進めるため、国において所得区分の細分化がなされたことを踏まえ、第9号までの9区分に改正するものであります。

なお、改正前においては第4段階を、改正後においては第5段階を基準としまして、所得区分に応じた保険料率を規定しておりますが、各段階の率は国の示す基準のとおりとしております。

第1号は、所得が最も低い段階の非課税世帯や生活保護世帯ですが、改正前「2万9,300円」を「3万3,000円」に改正するものであります。なお、この第1号の保険料率は今後公費を投入し負担割合をさらに引き下げる予定ですが、根拠となる政令の成立後に改めて条例改正をご提案いたします。以下、第2号は「2万9,300円」を「4万9,400円」、第3号は「4万4,000円」を「4万9,400円」、第4号は「5万8,700円」を「5万9,300円」、第5号は「7万3,300円」を「6万5,900円」、第6号は「8万8,000円」を「7万9,100円」に改正するものであります。第7号からは新たに規定する段階で、第7号は8万5,700円、第8号は9万8,900円、第9号は11万2,000円とするものであります。

第4条は、介護保険法施行令の改正に伴い、引用している条項の改正を行うものであります。

次に、附則ですが、第12条1項は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始日について、円滑な事業の実施に向けた環境整備等を図っていくための猶予期間を設け、町長の定める日の翌日から行うことを規定するものです。

なお、医療介護総合確保推進法によりまして、平成29年4月1日までの開始が定められております。

第2項は、認知症総合支援事業の開始日について、円滑な事業の実施に向けた環境整備等を図っていくため猶予期間を設け、町長の定める翌日から行うことを規定するものです。

なお、医療介護総合確保推進法により、平成30年4月1日までの開始が定められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この介護保険にかかわる大体予測の人数とそれから積立金の残高を教えてください。

○議長（阿部六平君） 長寿課長。

○長寿課長（内田拓亜君） 介護保険の被保険者と認定者ということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい。要介護認定者につきましては、平成27年度815名、28年度に833名、29年度に851名というふうに予測しております。被保険者となります65歳以上の方ですけれども、27年度で3,984名、28年度で4,092名、29年度で4,203名という形で予測しております。

基金の状況でございますけれども、第6期、次期の介護保険料の上昇の圧縮を図りまして、現在基金、今年度末の予測で4,550万円、60万円程度残高がございますけれども、それを3年間で投入いたしますので、3年後には50万円、60万円程度の残額となる推測でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第14号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第14号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 新旧対照表をお開き願います。

本条例は、権限移譲により国の基準に基づき制定しました指定地域密着型サービス等の事業等に係る基準を規定したものであり、平成27年1月16日に公布されました厚生労働省令の改正政令に伴い、所要の改正を行うものであります。

第9章は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を合わせたサービスである「複合型サービス」について、名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改正するものであります。

第6条第2項は、サービス提供責任者についての整理でございます。

第5項は、オペレーターとして充てることができる職員の施設、事業所の要件を、「併設」から「同一敷地内」に改正するものであります。

2ページに参りまして、第5号から第7号までは条文整理でございます。

第8号は、複合型サービスの名称変更であります。

第23条第2項は、介護医療連携会議と外部評価との連携を図るため、事業所は自己評価を行い、報告した上で公表する仕組みとするものです。

第32条第2項は、訪問介護サービスの一部を他の訪問介護事業所との契約に基づき当該事業所に行わせることを可能とするものです。

第60条は、認知症対応型通所介護事業について、「生活機能の維持又は向上を目指し」を追加するものです。

4ページに参りまして、第63条第4項は、認知症対応型通所介護事業所で、介護保険外の資格サービスを行っている事業所について、町長への届け出を制度化するものです。

第5項は、条文整理でございます。

第65条第1項は、認知症対応型通所介護事業所が認知症ケアの拠点として機能を発揮する観点から、利用定員を共同生活住居の単位、ユニットごとに3人単位とするものです。

第2項は、文言整理です。

5ページの第78条の2は、事故発生時の対応について、4項にわたり条文を追加するものでございます。

6ページの第79条第2項第5号は、引用条文の整理です。

第80条は、条文整理でございます。

第82条第6項は、看護職員が兼務可能な施設や事業所について、現在の併設する施設や事業所に加え、同一敷地内の施設事業所を追加するとともに、介護老人福祉施設や介

護老人保健施設等を追加するものです。

第7項及び第8項は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更です。

8ページ、第10項は、条文整理です。

第83条第1項は、地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業のサービスの職務との兼務を可能とするものであります。

第3項は、文言整理です。

9ページ、第85条第1項は登録定員の上限を「25人」から「29人」とするもの、第2項は登録定員が25人を超える場合の利用定員を定めております。

10ページ、第91条第2項は、運営推進会議と外部評価との連携を図るもので、事業所は自己評価を行い、報告した上で公表する仕組みとするものです。

第106号は、引用条項の整理です。

第110条からは、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについての規定でございます。

第4項及び第7項及び11ページの第111条は、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更するものでございます。

第113条は、共同生活住居、ユニットの数を現行で「1又は2」としていたものを、用地確保が困難な場合等について「3」とすることを可能とするものでございます。

第130条は、地域密着型特定施設についてですが、第9項また12ページの第10項、第131条は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。

第135条は、老人福祉法の改正により、書面での明示が義務づけられたことから削除するものでございます。

13ページの第148条第2項は、第135条の削除に伴い第9号を削るものでございます。

第151条は、地域密着型介護老人福祉施設についてですが、第4項及び第8項第1号は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設の対象に、地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

14ページ、第12項は文言整理です。

13項は、介護予防通所介護が新しい総合支援事業へ移行することによる整備です。

第15項及び第16項は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更です。

15ページ、第17項は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設における医師及び看護支援専門員の数についての規定を設けるものであります。

16ページの第152条第1項第6号は、地域密着型介護老人福祉施設の追加に当たっての整備であります。

第176条は、第2項に第7号を追加するものでございます。

第180条第1項第3号は、地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

17ページの第9章は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。

第190条は、定義規定の整備でございます。

第191条第1項、18ページの第3項から19ページの第8項までは、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更です。

第10項は、定義規定の整備でございます。

第192条から20ページの第193条は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。

第194条第1項は登録定員の上限を「25人」から「29人」とするもの、第2項では登録定員が25人を超える場合の利用定員を定めております。

21ページの第195条から22ページの196条第1項は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更です。

第196条の第2項は、運営推進会議と外部評価との連携を図るもので、事業所は自己評価を行い、報告した上で公表する仕組みとするものです。

第197条から26ページの第202条までは、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。

本条例は、附則におきまして、平成27年4月1日からの施行としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第15号 大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第17、議案第15号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 新旧対照表をお開き願います。

本条例は、権限移譲により国基準に基づき制定した指定地域密着型介護予防サービス等の事業等に係る基準等を規定したものであり、平成27年1月16日に公布されました厚生労働省令の改正政令に基づき、所要の改正を行うものでございます。

第7条は、介護予防認知症対応型通所介護に係る規定で、第4項を新設し、介護保険外の宿泊サービスを行っている認知症対応型通所介護事業所について、町長への届け出を制度化するものでございます。

第8条は、引用条項の整理でございます。

3ページの第9条第1項は、介護予防認知症対応型通所介護事業所が認知症ケアの拠点として機能を発揮する観点から、利用定員を共同生活住居の単位、ユニットごとに3人単位とするものでございます。

第2項は、条文整理でございます。

第37条第4項は、介護保険外の宿泊サービス時についての規定でございます。

4ページの第44条第6項は、看護職員が兼務可能な施設や事業所について、現在の併設する施設や事業所に加え、同一敷地内の施設事業所を追加するとともに、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を追加するものでございます。

第7項及び5ページの第8項は、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更です。

第45条第1項は、地域との連携を推進していくため、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業のサービスの職務との兼務を可能とするものでございます。

第3項は、文言整理でございます。

7ページ、第47条第1項は登録定員の上限を「25人」から「29人」とするもの、第2項は登録定員が25人を超える場合の利用定員を定めております。

8ページの第63条、第65条は、引用条項等の整理です。

第66条第2項は、運営推進会議と外部評価との連携を図るため、事業所は自己評価を行い、報告した上で公表する仕組みとするものでございます。

第70条は、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについての規定で、第1項で引用条項の整理を行っております。

9ページの第74条は、共同生活住居、ユニットの数を現行で「1又は2」としていたものを、用地確保が困難な場合等について「3」とすることを可能とするものであります。

第86条は、引用条項の整理でございます。

本条例は、附則におきまして、平成27年4月1日からの施行としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第15号大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第16号 大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第18、議案第16号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 新旧対照表をお開き願います。

本条例につきましても、権限移譲により国基準に基づいて制定しております指定介護予防支援等の事業についての基準等を規定したものであり、平成27年1月16日に公布された厚生労働省令の改正政令に伴い、所要の改正を行うものでございます。

指定介護予防支援等の事業とは、要支援の方々のサービス事業について支援計画策定を行うことであり、当町の場合、地域包括支援センターが大部分を担っております。

第11条は、文言整理でございます。

第30条第2項は、引用条項の整理です。

2ページの第32条の第12号は、介護予防支援事業者と実際にサービスを提供する事業所の連携を図るため、ケアマネジャーがサービス提供者から個別のサービス計画の提出を求めることを規定するものでございます。

第13号及び第16号は文言整理、3ページの第18号は引用条項の整理でございます。

第28号は、介護予防支援事業者は、今般介護保険制度上に位置づけられました地域ケア会議から個別のケアマネジメントに関する資料提供等の求めに対し協力するよう努めることを規定するものでございます。

本条例は、附則におきまして、平成27年4月1日からの施行としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第16号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後3時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後3時28分

○

再 開

午後3時40分

○議長(阿部六平君) 再開いたします。

先ほどの東梅康悦議員の質問で保留となっております答弁がありますので、答弁をいたさせます。民生部長。

○民生部長(佐々木和哉君) 先ほど、議案第12号の町立保育所設置条例の関連の中で、東梅議員からご質問があった民生委員の署名が必要な書類についてでございます。

町におきまして、保育所の入所申し込みを行う際の添付書類としまして、民生委員の署名を必要とするものとしたしまして、自営業の方、農漁業に従事している方の就労証明書、あとそれから介護等に関する証明書がございます。これらは、いずれも働いているまたは介護に当たっているということで保育を必要とするという事由を確認するために必要な書類としてお願いしているものでございます。これは、法令上の根拠はございませんが、その保育所を利用するに当たって保育を受けるという権利を確認するための重要な書類ではございます。一般企業に勤務する方につきましては、勤務先から就労証明を出していただいておりますが、自営業の方につきましては、民生委員さんが守秘義務を持っているということもありますし、その福祉サービスを適切に利用するために援助を行うという職務を持っている民生委員さんに署名を依頼しているものでございます。以上でございます。

○

日程第19 議案第17号 大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第19、議案第17号大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第17号大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ページをめくりまして、新旧対照表をごらんいただきます。

町では、産業振興の一環である町外からの企業誘致など、企業立地の促進に資することを目的といたしまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定に基づき、産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画を策定いたしまして、このたびその改定について国の同意をいただいたところでございます。

このことによりまして、当該計画区域内において新規立地や事業の高度化を行う企業につきましては、さまざまな優遇措置や特例措置を受けることが可能となります。当町では、平成21年に大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例、本条例を制定いたしまして、工場立地法で規定しております敷地面積に対する緑地や環境施設の面積率の要件を緩和し、管内企業の活発な企業活動と立地支援に努めてまいりました。

今回改正いたします条例は、この新たな基本計画が国の同意を得たことにあわせまして、重点的な企業立地を図る区域といたしまして、既に規定されております安渡地域の区域を見直しますとともに、新たに小槌地域、新町地域を追加いたします。あわせまして、企業が用途地域の指定のない区域に立地する場合に当たっての緑地及び環境施設の面積の割合を規定する改正を行うものでございます。

新旧対照表、重点区域でございますが、安渡地域、改正前は「大槌第21地割、安渡三丁目、港町、赤浜一丁目及び赤浜二丁目の各一部」としておりましたところを、安渡地域の見直しを図りまして、「安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、大槌第21地割、港町、新港町の各一部」と改めました。また、重点区域には、「小槌地域（小槌第19地割及び小槌第22地割の各一部）」、「新町地域（新町及び大町の各一部）」の2つの区域を追加しております。

また、緑地の面積の敷地面積に対する割合と環境施設の面積の敷地面積に対する割合において、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の2つの区分で制定しておりました

が、今般新たに用途地域の指定のない地域を設けまして、小鎚地域における用途地域の指定のない区域において、「100分の10以上」、「100分の15以上」とそれぞれ規定いたしました。また、新町地域の準工業地域におきましては、「100分の15以上」、「100分の20以上」という新たな割合を制定しております。

今回の改正によりまして、一層の企業立地の促進と既に立地されております企業やこれから操業を開始する企業において、なお一層活発な企業活動を行っていただく環境が整えられるものと期待するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第17号大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第18号 大槌町町営住宅基金条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第20、議案第18号大槌町町営住宅基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） では、新旧対照表をお開きください。

条例の名称を「大槌町町営住宅基金条例」から「大槌町町営住宅等基金条例」に、第1条では、基金の設置とその目的について定めており、大槌町町営住宅の後に「大槌町特定公共賃貸借住宅及び大槌町町民住宅」を加え、「大槌町町営住宅基金」を「大槌町住宅等基金」に改めるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第18号大槌町町営住宅基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第19号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第21、議案第19号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 新旧対照表をお開きください。

この条例は、道路法第39条の規定に基づき定められておりますが、今回の一部改正は、別表で定める占用物件の占用料の改正であります。

国では、平成24年に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法の改正を平成26年4月1日に施行しており、これを受けて、岩手県では平成27年4月1日に岩手県占用料徴収条例が改正されるため、これに準拠させるために当町の道路占用料を別表のとおり改正するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日からの施行を予定しています。改正後は平均で63円の減額、最大で160円の減額となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番(阿部俊作君) これはちょっと町民には負担増で、電力会社というか道路を安くすると地方財政が少なくなるということになるのかなと思っていますけれども、そうなんですか。

○議長(阿部六平君) 環境整備課長。

○環境整備課長(藤原 淳君) 現在の道路の占用料についてですけれども、年間の占用料についてですけれども、NTTの東日本、東北電力、あとユーラスエナジーの3社が大口となっておりますけれども、平成26年度については年間で301万1,114円を見込んでお

ります。改正後ですけれども、約17%減の247万8,118円となる見込みとなっております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 町財政も先ほどから問題になっている中で、ここを占用する方々は大企業なわけですよ。だから、このぐらいの下げの必要はないのではないかと思います。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） いずれ、これまでも岩手県の条例等に倣った形で大槌町の条例も整備しているような状況でもありました。したがって、今回も改正をお願いするということでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） なんでも安くなることはいいことです、企業にとって。ただ、大槌町にとってはメリットが何かあるんですか。例えばその企業から何か特別な情報とかさまざま恩恵があるとか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと誤解があるようですが、説明しましたけれども、このいわゆる占用料というのは固定資産税の評価に対して決められてございまして、これが平成24年度に評価が落ちていることから、占用料が全国的に下がっています。これは前のときも下がっていますし、今回も評価が下がったので下がっていると。

また、ちょっとこれは恩恵というものではないですけれども、これは同様でして、例えば町が他を占用する場合も当然下がるわけでございます。だから、全国的に一律的にこういった占用料に対しては下がるというようなことになってございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第19号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○

日程第22 議案第20号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第22、議案第20号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 新旧対照表をお開きください。

第22条の次に、新たに第23条を追加するものです。

第23条は、公園の区域変更及び廃止について新たに定め、今後公園の区域変更や廃止する案件が発生した場合に対応できるようにするものです。また、改正前の第23条で定めていた委任については、第24条に改めるものです。

別表第2の2では、公園施設以外の工作物である電柱や広告塔の占用料について定めており、今回算定方法について詳細な規定がなかったことから追加するものです。

備考（1）では、電柱や広告塔の占有があった場合、占用料を算出する際の占有の長さや面積の最小単位を定めるものです。

備考（2）では、占有期間の端数が発生した場合の取り扱いを定めるものです。

備考（3）では、占用料の総額が100円未満となったとき、使用料を100円とするものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日からの施行を予定しています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第20号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第21号 大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第23、議案第21号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第21号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案をおめくりいただきまして、新旧対照表をご参照願います。

町では、地域住民の生活用水の確保を目的といたしまして、白銀・和野地区と中山・中川原地区の2地区におきまして簡易給水施設を設置しております。このうち中山・中川原簡易給水施設につきましては、中山・中川原地区簡易給水施設利用組合の管理のもと、平成15年の施設完成から今日に至るまで、地域の約30世帯の住民に対し、大槌川主流の中山沢から取水した生活用水を供給してきたところでございます。

今般、平成27年4月1日から中山・中川原地区簡易給水施設を簡易水道事業であります金沢簡易水道に統合することに伴いまして、本条例において所要の整備を行うものでございます。

また、この条例につきましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第21号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第22号 大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第24、議案第22号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 新旧対照表をごらん願います。

第3条で定める給水区域を別表のとおりとするものであります。

大槌町簡易水道の名称及び給水区域等において、給水区域に「金沢第5地割の一部」を追加するものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第22号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第23号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第25、議案第23号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が一般職から常勤特別職職員として位置づけられることにより、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するものであります。

施行日は、平成27年4月1日からとなりますが、現教育長が在職している間は廃止前のこの条例の規定は効力を有するものしております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第23号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第26 議案第24号 保育の実施に関する条例を廃止する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第26、議案第24号保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） それでは、ご説明申し上げます。

現行の保育の実施に関する条例ですが、こちらは保育の実施基準、つまり保護者の就労など、その保護者の児童を保育することが必要な基準を条例で規定しているものがございますが、今般、子ども・子育て支援法施行規則第1条に保育の必要性の事由が制定されますことから、市町村条例による規定は不要となったものでございます。そのため、本条例を廃止するものでございます。

本条例の施行期日ですが、附則にありますとおり、平成27年4月1日からの施行としております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第24号保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第27、議案第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、栄町仮設グラウンド整備工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役、天満昭広です。

今回変更する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億4,645万9,880円を1,311万2,280円増額して、1億5,957万2,160円に変更するものであります。

次のページをお開きください。

仮契約は平成27年2月25日に行っています。

参考資料をごらんください。

変更理由、被災した家屋等の基礎撤去において、現地を掘削したところ、当初見込んでいた数量よりも多くの撤去数量となった。また、夜間においてもグラウンドが使用できるよう照明灯の設置工事を追加した結果、金額が増加したものであります。

変更概要は、土工一式、構造物撤去工、被災家屋基礎の数量が123立方メートルから547立方メートルと424立方メートル増加しております。附属施設工として照明灯設備3灯を追加しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 以前からこのグラウンドについては、いろいろこれでいいのかどうかということで、何遍か意見を出しておりましたけれども、そのうちご存じのとおり釜石ワールドカップが開かれるようになったとかね、あと立派なこういう人口問題対策のアクションプランが出たり、こういうのを総合していろいろ考えたんですよね。それで、まず釜石のワールドカップというのは、ご存じのとおりワールドカップですから、東北では同じ被災地である仙台に勝って釜石に決定したと。その会場の名称も、岩手県釜石鶴住居復興スタジアムとそういう名称までつけられて、それでいろいろ考えたんですけれども、そういうことはなかなかあることでもないし、隣町としてこれは当局も我々もやっぱり真剣に考えなければならないと思うんですね。隣町は隣町でも山田とは違って、今まで何十年と大槌の経済を支えてきた釜石ですから、そこでそういう大会が開かれるということで、大槌町はどういう応援というのかな、そういうことを、応援もそうです、あと協力していくとか、そういうことを考えていきたいと思うんです。

それで、問題は、釜石もこれからスタジアムを建設するわけですがけれども、練習会場は考えてみると松倉しかないもんね、釜石では。それで、今度鶴住居の復興スタジアム

で何か十何試合、試合をやるとかということも言われていますね。そうすると、もう海外からの選手はそうだし、観客とかいろんな人の出入りが予想されるわけですね。それはこれから首長さんたちはいろいろ詰めていくと思うんだけど、大槌としてどのような応援をしていけばいいかと。

それで、私、この間も言いましたけれども、このアクションプランの定住人口プラス交流人口イコール活動人口と、これが大槌の進む道だと思うんですよ。そういうことで、交流人口がまさにあるわけだから、それをどのように大槌でうまく実りあるものにしていくかということを考えていただきたいなと思うんです。

それで、あとちょっと引っかかっているんですけども、これを出したグラウンドはどなたが設計したの。どの部署でやられたの。教育委員会の社会体育だと思うんだけど、ちょっとまずそこからお尋ねします。誰が設計されたか、どこの部署でやられたかということ。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 栄町のグラウンドにつきましては、都市整備課で設計しております。これはあくまで仮設グラウンドということで設計しております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、ここにも書いてある仮設グラウンドだということでもまず安心したんです。一つは、寺野のサッカー場のかわりということで、このままではとても、町内で遊び半分に使うならいいと思います。ところが、交流人口を高めていくために、やっぱりそれなりの設備をしていないと誰も来ません。そういうことと結びつけて、今度の釜石のワールドカップと結びつけて、できれば、これは私個人の考えですが、芝生なんかをやって、広さもそうです。ぜひ練習会場になればいいなと思うんですが、町長さん、どうですか、今の私の考え、よろしく。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回の釜石のワールドカップ決定は、隣の町として大変喜ばしいことでありまして、今、議員の言われるとおりのいわば練習場だとか、そういうことに連携というのものもあるんだと思います。そして、我々としても、経済効果、交流人口の拡大の視点からも、宿泊施設等、利用していただければなと思っております。この協力要請等、まだ話し合いもない状況ではありますが、いずれそういう協議があった場合は、広域連携ということで、こういうことにも協力していかなければならない立場であると思

っております。

それから、芝生等については、今、仮設のグラウンドということで、やはり財政的な事情もありますので、当面はこういう仮設で何とかやっていかなければならないし、また今なかなか仮設の中で芝生というわけには、難しいところもあります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 財政的なそういう事情もわかります。ただ、これからいろいろ近隣の市町村が集まって、どういう中身でどういう支援をしていくかということは話し合われると思うんですけども、そういう中で、山田だとか大槌、こういった遠野ぐらいかな、宮古まではどうかちょっとあれですけどもね。ここでやっぱり頑張らないと、今言うその試合もそうですけれども、大勢いらっしゃるそういう観客だとか、あるいは選手なんかの宿泊だとか、そういうことも頑張っていて、できるだけ少しでも効果というのかな、を高めるためにも、大槌独自のやっぱりチラシなんかもつくったり、そのようにいろいろあると思うんですけども、頑張っていていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この増額はわかりました。それで、その理由が2つあるということで、それぞれの金額等があるのであれば教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 構造物の撤去工につきましては約1,000万円ほど増になっております。それから、照明灯についても約160万円と増額になります。あと、経費がかかりまして、トータル減額の部分もございますので、トータルとして1,300万円ほど増ということになりました。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 済みません、わかりました。やはり、本来であれば、この部分が幾ら、この部分が幾ら、減額要素が幾らということをもうちょっと書いてもらえれば、こういう質問をしなくて済むと思いますので、どうなんですかね、そこら辺、今後はお願いしたいと思うんですけども。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 設計書の変更というのはかなり細部で、数量がいろいろ変わったり、物がふえたりして、ちょっといろいろ、それを全部出せることは少ないと思うので、代表的なものが今出ていますので、その中で大体の割合です。ただ、減額したり

するものもあるので、それがぴったりこの額に合うかどうかというのはあれですけども、それは今後できるだけ……（「大まかで」の声あり）大まかには出していきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第25号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第28、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、（1）大ケ口地区幹線管路（第6工区）新設工事、（2）大ケ口地区幹線管路（第6工区その2）新設工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役、天満昭広です。

今回変更する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5,577万1,200円を1,217万520円増額して、6,794万1,720円に変更するものであります。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成27年2月25日に行っております。

参考資料をごらんください。

大ケ口地区幹線管路（第6工区）新設工事の変更を理由にしてご説明いたします。

本工事は、下水道管路を埋設するため、一部区間において開削せずに管路を敷設する推進工法を採用しております。推進工法による工事を進めるに当たり、地質調査を行い、最大300ミリメートルの径までのれきに対応できるIDN工法により推進工事を行う予定でありましたが、工事を進める過程でれき径が400ミリメートルを超える玉石が存在したことから、グルンドラム工法に変更したため増額変更するものであります。

次に、大ケ口地区幹線管路（第6工区その2）新設工事についてご説明いたします。

推進工の変更に加え、舗装復旧の数量変更及び公共ますの設置数の増加により増額変更するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第26号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第29 議案第27号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第29、議案第27号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、取得する土地、上閉伊郡大槌町大槌第28地割地内。

2、地積、8,523.28平方メートル。

3、取得金額、1億819万1,972円。

4、取得目的、安渡地区防災集団移転促進事業用地です。

参考資料として、位置図とその拡大図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この取得額なんですけれども、平米当たりの単価と今回取得した単価、それから震災前の評価額という平米単価を教えてください。

○議長（阿部六平君） 用地課長。

○用地課長（内金崎 智君） 今回、契約した平米単価であります、1万2,000円になっております。評価額については、今手持ちの資料がありませんので、後ほど回答したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第27号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第30日 議案第28号 財産の取得について

○議長(阿部六平君) 日程第30、議案第28号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、取得する土地、上閉伊郡大槌町大槌第28地割地内。

2、地積、5,143.35平方メートル。

3、取得金額、7,070万3,040円。

4、取得目的、安渡地区防災集団移転促進事業用地です。

参考資料として、位置図とその拡大図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番(東梅 守君) これも、先ほどと同じように、今回取得額の平米当たりの単価と震災前の評価額についてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長(阿部六平君) 用地課長。

○用地課長(内金崎 智君) 今回の平米単価でございますが、1万3,000円になっております。震災前の評価額ですが、先ほどと同じように資料を持ち合わせておりませんので、後日回答します。

○議長(阿部六平君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第28号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第31 議案第29号 町道の認定、廃止及び変更について

○議長（阿部六平君） 日程第31、議案第29号町道の認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回、ご審議いただく路線は、町道認定が5路線、復興事業の面整備や防潮堤工事により影響を受けることによる全線廃止29路線、一部廃止5路線、変更2路線について、議決を求めるものです。

別紙をお開きください。

新たに認定をお願いする5路線についてご説明いたします。

路線番号1155号、路線名花輪田11号線は、起点が大槌町小槌第26地割字花輪田140番8、終点は大槌町小槌第26地割字花輪田142番2。

路線番号1156号、路線名花輪田12号線は、起点が大槌町小槌第26地割字花輪田118番1、終点は大槌町小槌第26地割字生井沢112番11。

路線番号5028号、路線名砦内5号線は、起点が大槌町大槌第12地割字砦内62番5、終点は大槌町大槌第12地割字砦内60番。

路線番号5029号、路線名砦内6号線は、起点が大槌町大槌第12地割字砦内82番3、終点は大槌町大槌第12地割字砦内82番7。

路線番号5030号、路線名大貫台線は、起点が大槌町金沢第1地割字大貫台27番6、終点は大槌町金沢第1地割字大貫第15番1の5路線です。

次のページをお願いします。

全部廃止する路線は29路線で、廃止路線が多いことから、路線番号と路線名のみ申し上げさせていただきます。

路線番号1053号新町4号線、路線番号1058号大町3号線、路線番号1085号須賀町1号線、路線番号1089号須賀町5号線、路線番号1091号須賀町7号線、路線番号1092号須賀町8号線、路線番号1142号栄町9号線、路線番号1144号栄町10号線、路線番号2034号安渡住宅1号線、路線番号2035号安渡住宅幹線、路線番号2036号安渡一丁目1号線、路線番号2037号安渡一丁目2号線、路線番号2038号安渡住宅2号線、路線番号2039号安渡住宅3号線、路線番号2040号安渡住宅4号線、路線番号2041号安渡住宅5号線、路線番号2042号安渡住宅6号線、路線番号2043号安渡住宅7号線、路線番号2044号安渡住宅8号線、路線番号2047号新港町2号線、路線番号2058号新港町12号線、路線番号2062号安渡

二丁目1号線、路線番号2064号安渡保育所児童公園線、路線番号2065号安渡二丁目2号線、路線番号2066号安渡保育所線、路線番号2067号安渡児童公園通り線、路線番号2068号安渡三丁目1号線、路線番号2069号安渡三丁目2号線、路線番号2070号安渡三丁目3号線となります。

一部廃止する路線は5路線で、全部廃止と同じように、路線番号と路線名のみ申し上げさせていただきます。

路線番号107号市街幹線、路線番号110号安渡幹線、路線番号1075号栄町1号線、路線番号1122号伸松1号線、路線番号2046号新港町幹線1号線となります。

変更する路線は両線で同様に、路線番号1052号港町3号線、路線番号1135号栄町8号線となります。

参考資料に路線図をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） じゅげむじゅげむでないけれども、たいそう早くてよく引っかからなかったです。復興局長、まず一度廃線をしますと、するんだけれども、この中には新たに復興した後に新しい道路としてまた出てくるというものもあるんですよという確認をいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのとおりでございます。一旦は廃止しますけれども、新たな区画に沿ったり、あるいはその後の土地利用に合わせまして、また路線認定したいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 局長の言うとおりの、思ったとおりでございますが、その後に今後この路線は廃止になるけれども新しいものができるとつけ加えれば今の質問もなかったかなということで、そういうところをちょこっとよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第29号町道の認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第32 議案第30号 学校林の伐採について

○議長（阿部六平君） 日程第32、議案第30号学校林の伐採についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 議案の表をごらんください。

学校名、伐採箇所、伐採面積については次のとおりでございます。

安渡小学校、吉里吉里第28地割39番1、2.89ヘクタール、吉里吉里小学校、吉里吉里第8地割39番、4.05ヘクタール、吉里吉里中学校、吉里吉里第8地割39番8、4.00ヘクタール、大槌小学校、小槌第26地割181番8、1.10ヘクタール、大槌中学校、小槌第26地割181番8、1.20ヘクタール、小槌小学校、小槌第1地割59番38、3.46ヘクタール、渋梨分校、両槌山国有林170林班わ小班、2.30ヘクタール、浪板分校、鯨山国有林196林班へ小班内、2.56ヘクタール、金沢小学校、西金沢山国有林177と林小班、6.55ヘクタールでございます。

条例に規定する伐期45年に達していること、また小中一貫教育校の校舎建設を含めた東日本大震災からの復興に資するため、伐採するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 済みません、最後になりますけれども、小中一貫校の校舎の柱として使いたいということですが、どれくらい必要になるかということと、あと伐採後は特に植林せずにそのままという前回の説明でしたけれども、やはり先日の豪雨の関係で土砂崩れのちょっと心配があるんですけれども、そういったところの対応、あるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 小中一貫教育校についてはその木材で大体5,900立米ぐらいということは聞いております。町有林とかその町産材とかでやっても大体3,200とかそういった部分で、あとそれ以外についてはそれ以外の部分の用材になるかなという部分です。よって、設計書の中では、その順番というか、そういったのも記載してございます。第

一にはやっぱり学校林、それから町有林ということで、その次が町産材、そして県産材、国産材というような契約書でも規定してございます。そういったもので、大体それぐらいの材料が必要になると。そうすれば、それ以外についてはほかから調達するということになります。

それから、あとは伐採した後という部分で、確かにいろいろ災害とかそういった部分は心配な部分もあります。とりあえず学校林としましては、この間、副町長からも答弁いただきましたが、学校林のほうとすれば、切った後についてはそれぞれ国有林のほうにも返すし、町有林のほうにもお返しすると。そういった部分の森林計画等に基づいてそこら辺はやってもらうしかないかなとは考えております。ただ、この中にもあるんですが、当然その場所とかそういった部分で、費用対効果とかそういった採算性で残るところも出てくるというところがあります。それから、あと今の現状の状態を考えて、生井沢とかそういった部分は、何とか、入っていく上がり口のところに今仮設住宅が建っているという状況があります。そういった部分で、そこら辺は手をつけないほうがいいのかなという部分は考えてございます。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第30号学校林の伐採についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす13日は午後1時30分より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さんでした。

散 会 午後4時32分

